

「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン3」素案について

茅ヶ崎市では、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画期間とする「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン2（以下、「現計画」という。）」を策定し、地域福祉の推進に取り組んでいます。

この度、令和7年度末に現計画の計画期間が終了することに伴い、現計画の策定後における社会情勢の変化や国の動向等を踏まえ、令和8年度から令和12年度までの5年間の新たな計画期間とする「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン3（以下、「新計画」）」を策定することとし、素案を作成しているところです。

1 趣旨(素案2頁、8頁～14頁)

《背景》

- ①人口減少期を迎えた茅ヶ崎市
- ②「単身世帯」「単身高齢者世帯」の増加
- ③地域のつながりの希薄化
- ④複合的な生活課題を抱えた世帯の増加
- ⑤社会福祉法を始めとする福祉関連の法改正や策定

《目的》

- ☆ 地域福祉の取組みのさらなる推進
- ☆ 多様な主体の役割や連携のあり方を示す
- ☆ オール茅ヶ崎で『地域共生社会』を目指す

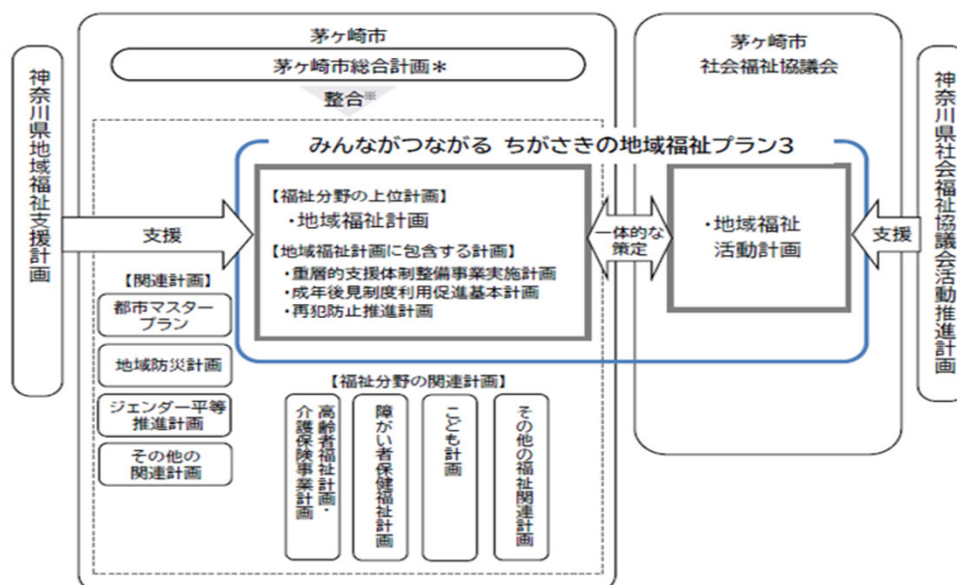
2 位置づけ・構成・計画期間(素案3頁～5頁)

(1) 名称(愛称) みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン3

※現計画からの想いをつなぐという意味も込めて、引き続き同じ愛称を使用するものです。

(正式名称) 第5期茅ヶ崎市地域福祉計画・第7次茅ヶ崎市地域福祉活動計画・第2期茅ヶ崎市重層的支援体制整備事業実施計画・第2期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画・第1期茅ヶ崎市再犯防止推進計画

(2) 位置づけ・構成

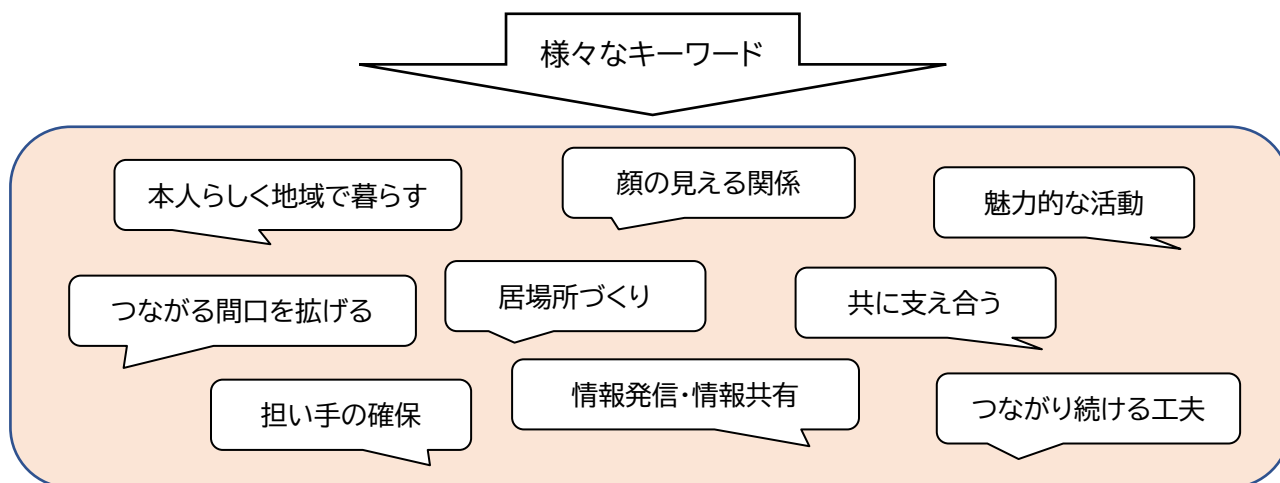


(3) 計画期間

令和8年4月～令和13年3月(総合計画の下半期にあたる5年間)

3 市民意見等の聴取・現計画の振り返り(素案15頁～33頁)

- (1) 茅ヶ崎市地域福祉推進委員会・茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会による検証・検討
- (2) 地域福祉推進のためのアンケート調査実施(R6.10～11)
- (3) 13地区における意見交換会開催(R6.11～R7.3)
- (4) 保護司会、成年後見制度利用促進会議からの意見聴取



4 新計画のポイント(素案34頁～35頁、38頁～39頁)

(1) 現計画の基本理念・基本目標を継承

現計画の基本理念・基本目標は、少子高齢化の進行、個人の価値観や抱えている困りごとの複雑化・多様化など、社会情勢が変化する中においても重要であり、新計画においても継承することで、誰もが人や社会資源と出会い、つながり続け、安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

基本理念

一人ひとりを尊重し、共に見守り支え合い、心豊かに暮らせるまちをつくります

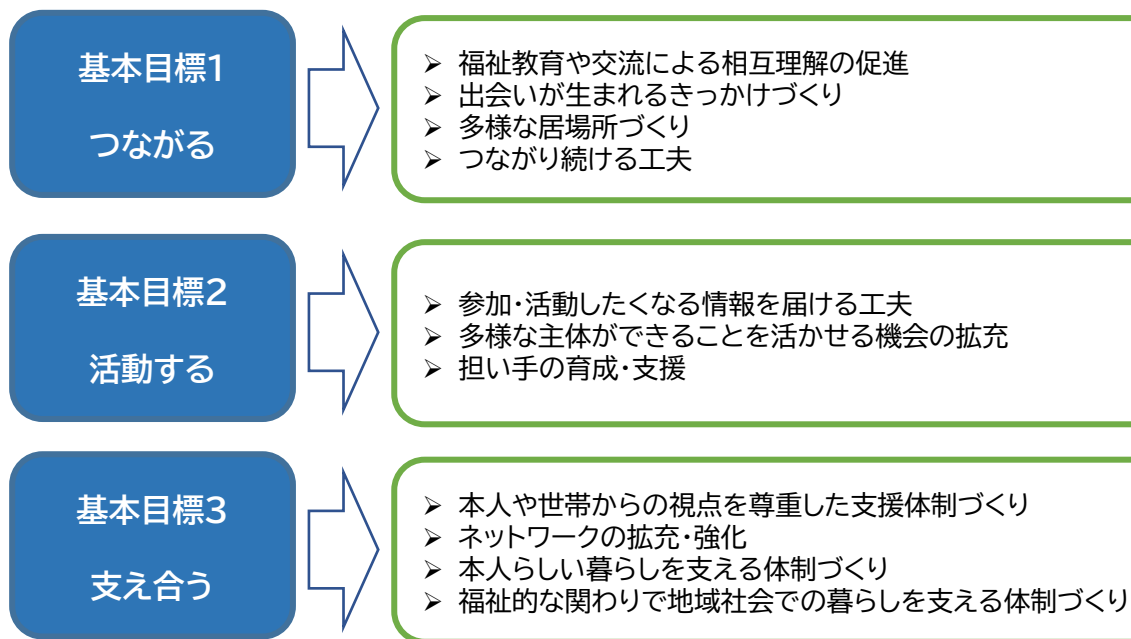
基本目標

基本目標1 「つながる」 地域に、様々な人と出会い、互いに認めあう関係が生まれる場をつくります。

基本目標2 「活動する」 それぞれの持ち味やできることを活かす機会をつくり、誰もが活躍できる地域づくりを進めます。

基本目標3 「支え合う」誰もが安心して暮らせる地域になるよう、みんなで課題に取り組み、支え合う仕組みをつくります。

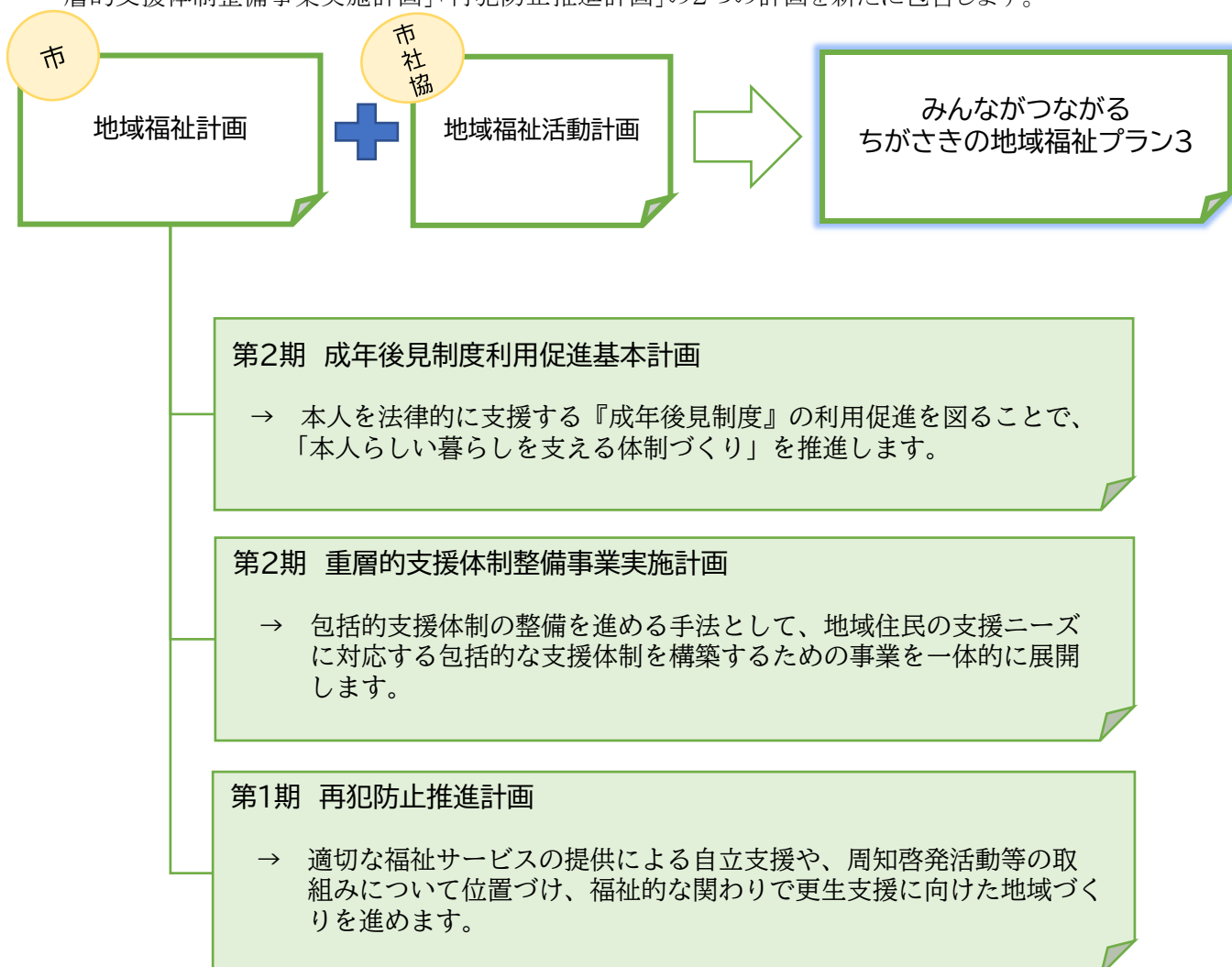
■ 基本目標と主な取組み(素案40頁～48頁)



包括的支援体制の整備

(2) 新たに2つの計画を包含(素案50頁～58頁)

現計画に引き続き、地域福祉計画に「成年後見制度利用促進基本計画」を包含しています。さらに、「重層的支援体制整備事業実施計画」「再犯防止推進計画」の2つの計画を新たに包含します。



5 新計画策定までのスケジュール

- R7.12.15 全員協議会
- R7.12.19～R8.1.27 パブリックコメント(予定)
- R8.3 計画決定・公表

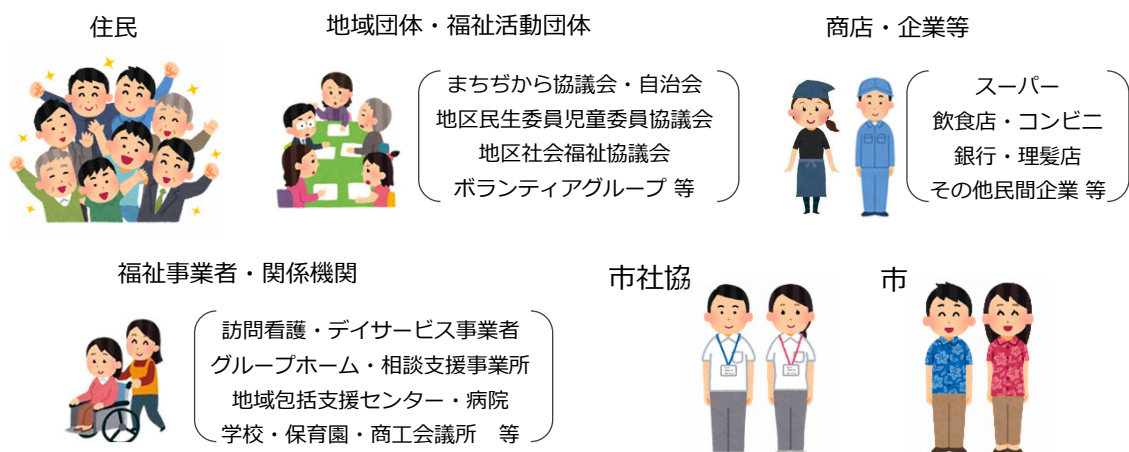
6 策定後の周知

- 市HP等への掲載
- 13地区の地区社協懇談会での周知
- 関係機関、関係団体等への周知 他

【参考】

取組みを進める多様な主体

本計画は、住民や様々な団体、事業者、関係機関、市社協、市等、オール茅ヶ崎で地域共生社会の実現を目指すものです。各主体がお互いの役割を理解し、連携しながら、それぞれができることに取り組むことが大切です。



■ 前計画期間（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）における主な法改正等

年	主な法改正等
令和3(2021)	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 施行
令和4(2022)	第2期成年後見制度利用促進基本計画 閣議決定
令和5(2023)	第2次再犯防止推進計画 閣議決定 こども基本法 施行
令和6(2024)	共生社会の実現を推進するための認知症基本法 施行 孤独・孤立対策推進法 施行 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 施行 生活困窮者自立支援法 改正

みんながつながる
ちがさきの地域福祉プラン3
素案
(案)

令和8(2026)年3月

茅ヶ崎市

社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉協議会

「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン3」は、正式名称「第5期茅ヶ崎市地域福祉計画・第7次茅ヶ崎市地域福祉活動計画・第2期茅ヶ崎市重層的支援体制整備事業実施計画・第2期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画・第1期茅ヶ崎市再犯防止推進計画」の愛称です。市民の皆様に親しみを持っていただくため、計画策定に携わった茅ヶ崎市地域福祉推進委員会及び茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会の検討により、この愛称を用いています。

地域福祉とは



地域福祉 ってなあに？

地域福祉とは、「地域」の「社会福祉」のことだよ。

社会福祉っていうのは、

みんなが幸せに暮らせるように生活の問題を解決する仕組みのこと。

これまでの「社会福祉」では、子ども、お年寄り、障がいのある人など、対象を決めた制度が中心だったけど、

みんなが暮らしていくなかでは、これまでの制度に当てはまらない、いろいろな困りごとがあって、

それを解決するのに重要なのが「**地域福祉**」の考え方だよ。

「**地域福祉**」とは、みんなが暮らす地域のなかで、

住民同士の **つながり** を大切にし、

みんながそれぞれの力を発揮して **活動する** ことで、

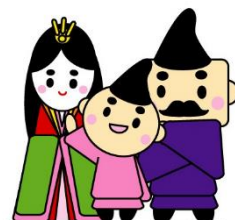
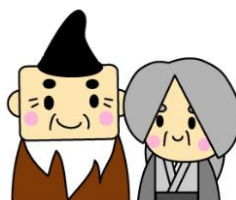
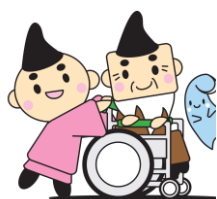
お互いに助け合い **支え合う** 仕組みをつくっていくこと。

「**みんながつながるちがさきの 地域福祉プラン**」³は、

地域の住民や事業を営む人、社会福祉の関係者、市などが連携して、様々な取組みを進め、人とのつながりと支え合いのなかで、

みんなが、自分らしく、安心して、

心豊かに暮らせるまちを目指す計画だよ。



目 次

はじめに	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ・構成	3
3 計画期間	5
4 計画における地域のとらえ方	6
第1部 これまでやってきたこと	7
1 前計画期間における主な社会変化・法改正等	8
2 茅ヶ崎市の現状	10
3 前計画の振り返り	30
第2部 これからみんなで取り組むこと	37
1 計画の基本的な考え方	38
2 計画の展開	40
基本目標1 つながる	40
基本目標2 活動する	43
基本目標3 支え合う	46
3 進行管理	49
4 地域福祉計画に包含する計画	50
第2期茅ヶ崎市重層的支援体制整備事業実施計画	50
第2期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画	54
第1期茅ヶ崎市再犯防止推進計画	57
資料編	資-1
1 計画策定の根拠となる法令等	資-2
2 計画策定の体制及び経過	資-10
3 パブリックコメント実施結果（概要）	資-14
4 用語集	資-15

資料編用語集に記載されている用語は、本文中に*印を記載しています。

はじめに

1 計画策定の趣旨

本格的な少子高齢化・人口減少時代を迎えるなか、核家族化、ライフスタイルや価値観の多様化、雇用慣行の変化等により、これまで家族同士の助け合いや地域の相互扶助で対応していた、既存の制度に当てはまらないはぎ間の問題や、複合的な生活課題を抱える人や世帯の問題が顕在化しています。

こうしたなか、国では、制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の多様な主体が参画し、人と人、人と社会資源*が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。

茅ヶ崎市においても、「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン2」(令和 3(2021)年度～7(2025)年度)(以下、前計画)に基づき、地域住民や多様な主体が参画し、誰もが地域で、安心して自分らしく暮らすことができるよう取り組んできました。

茅ヶ崎市の人口は令和 7(2025)年をピークに減少に転じると推計されており、実数の推移としても令和 6(2024)年 1 月に減少に転じ、今後、人口減少や少子高齢化が進行することが見込まれます。また、コロナ禍を経て支援が必要な人や世帯、複合的な生活課題を抱える世帯が増えているなか、更に取り組を進めるため、令和 8(2026)年度から令和 12(2030)年度までを計画期間とする「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン3」(以下、本計画)を策定し、引き続き、住民や地域団体、事業者、関係機関、市等、多様な主体の役割や連携のあり方を示すことで、オール茅ヶ崎による地域共生社会の実現を目指します。

■ 地域共生社会のイメージ図

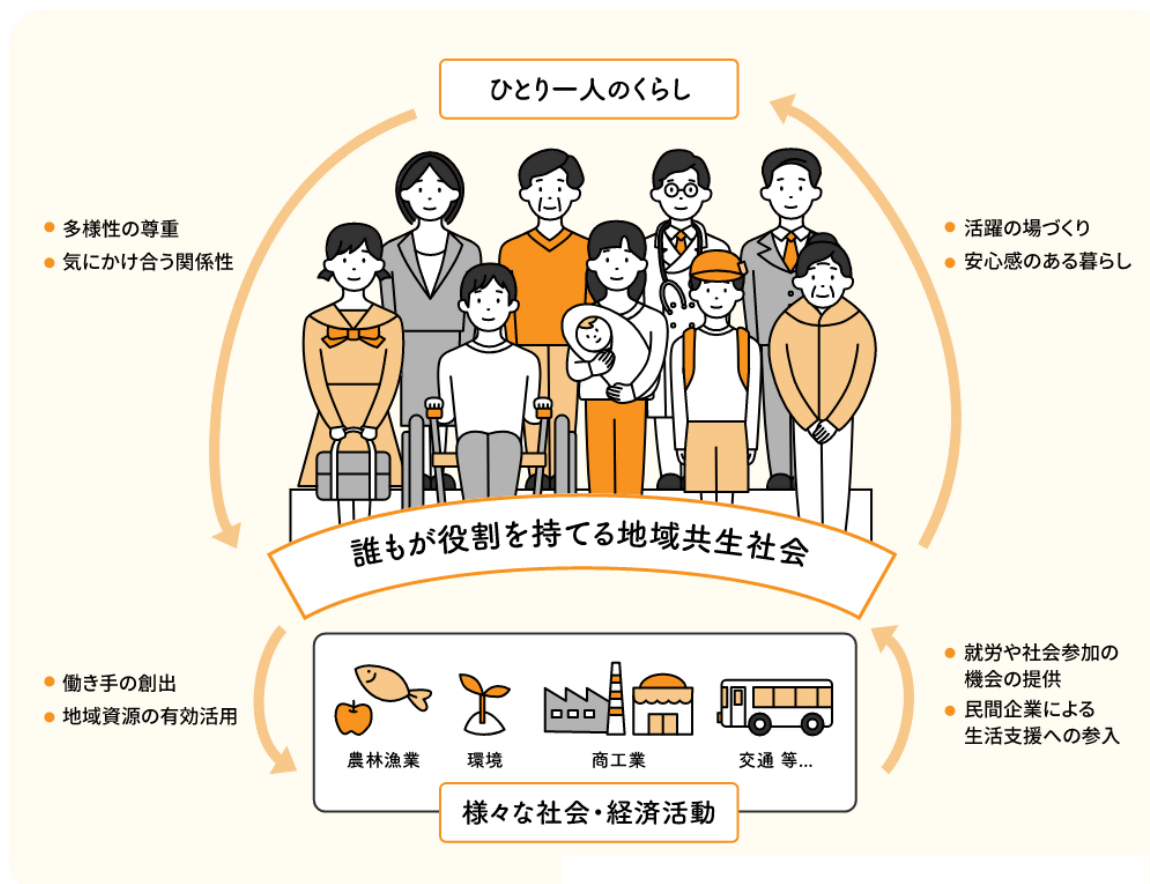


イラスト:厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」より

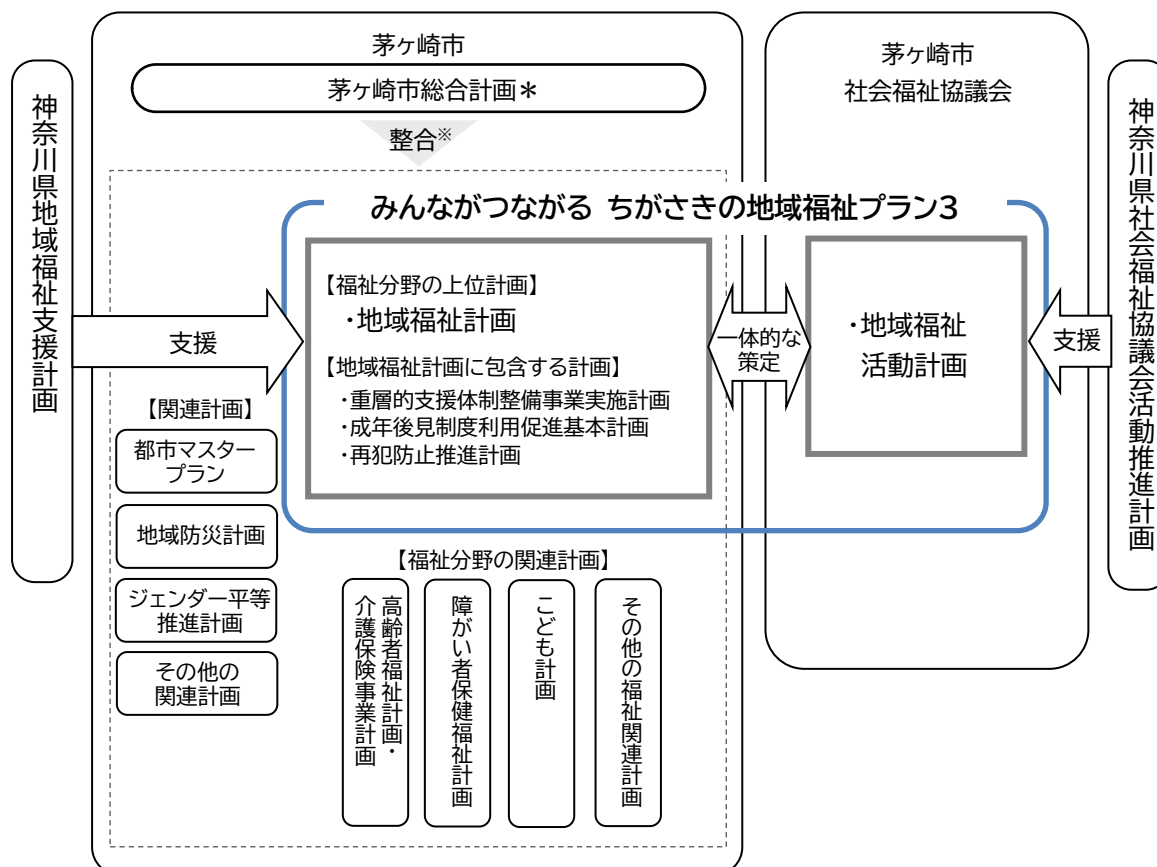
2 計画の位置づけ・構成

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき茅ヶ崎市が策定する「地域福祉計画」と、社会福祉法第 109 条に規定されている「市町村社会福祉協議会」である社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会（以下、市社協）が策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定するものです。茅ヶ崎市では平成 27(2015)年より、地域福祉計画と地域福祉活動計画を「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン」として一体的に策定し、茅ヶ崎市と市社協の緊密な連携のもと、地域共生社会に向けた取組みを進めてきました。

「地域福祉計画」は、茅ヶ崎市の福祉の分野別計画が共通して取り組むべき事項を定める福祉分野の上位計画として位置づけています。また、社会状況の変化により複雑化・複合化する地域の生活課題に対応するため、令和 3(2021)年には「成年後見制度利用促進基本計画」を包含する計画とし、本計画では、より包括的な推進体制のもと多様な支援ニーズに応えるため、「重層的支援体制整備事業実施計画」及び「再犯防止推進計画」を包含する計画としました。

地域福祉推進のための基盤や体制をつくる地域福祉計画と、地域住民等の具体的な行動計画を示す地域福祉活動計画を一体的に策定することで、引き続き、目指す方向性や考え方を共有しながら、取組みを進めていきます。

■みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン 3 の位置づけ



※茅ヶ崎市が策定する各計画の取組みは、財政の見通しと整合性を図って策定される総合計画及び実施計画との整合を図ることを前提とし、総合計画及び実施計画における事業の優先度に基づき、取組みの範囲を判断していきます。

■各計画のあゆみ

計画	年度	H8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	H27～R2	R3～7	R8～12
みんながつながる ちがさきの 地域福祉プラン																					1 (6年間)	2 (5年間)	3 (5年間)
地域福祉活動計画 (市社協)		第1次 (5年間)					第2次 (5年間)						第3次 (5年間)			第4次 (4年間)					第5次 (6年間)	第6次 (5年間)	第7次 (5年間)
地域福祉計画 (市)												第1期 (5年間)			第2期 (5年間)						第3期 (6年間)	第4期 (5年間)	第5期 (5年間)
成年後見制度利用 促進基本計画 (市) ※ 1																						第1期 (5年間)	第2期 (5年間)
重層的支援体制 整備事業実施計画 (市) ※ 2																						第1期 (4年間)	第2期 (5年間)
再犯防止推進計画 (市) ※ 3																							第1期 (5年間)

※ 1 成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律 第14条第1項）

権利擁護の支援として、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が不十分な人の権利を守る成年後見人等*を選ぶことで、本人を法律的に支援する成年後見制度の利用の促進を図るための計画です。令和3(2021)年度策定の「第1期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画」では、茅ヶ崎市成年後見支援センターの設置、周知啓発事業、権利擁護に向けた相談、支援のための地域連携のネットワーク等の体制づくり等の取組みを位置づけました。

※ 2 重層的支援体制整備事業実施計画（社会福祉法 第106条の5第1項）

市町村において、既存の相談支援や地域づくり等の取組みを活かし、地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「包括的相談支援事業」、「参加支援事業」、「地域づくり事業」を一体的に実施するための計画です。令和4(2022)年度策定の「茅ヶ崎市重層的支援体制整備事業実施計画」では、すべての市民に対し重層的なセーフティネットの強化を図ることを目的に、各事業が相互に重なり合いながら、本人に寄り添い伴走する支援体制づくりの取組みを位置づけました。

※ 3 再犯防止推進計画（再犯の防止等の推進に関する法律 第8条第1項）

犯罪や非行をした人たちの円滑な社会復帰の促進のため、福祉的な関わりで更生支援に向けた地域づくりを進めるための計画です。地域福祉に関わるその他の取組みとともに一体的に推進します。

3 計画期間

本計画の計画期間は、茅ヶ崎市総合計画*の計画期間(令和3(2021)～12(2030)年度)の下半期にあたる「令和8(2026)年度から令和12(2030)年度まで」の5か年とし、茅ヶ崎市総合計画との整合を図ります。

■計画の期間

	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン3					
茅ヶ崎市総合計画*					

SDGs（持続的な開発目標）を踏まえた地域福祉の推進

SDGs(持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals)とは、平成27(2015)年に「国連持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。SDGsでは「誰一人取り残さない」を基本理念に17の目標を掲げ、世界が直面する課題の解決に向けた、普遍的な行動を呼びかけています。

茅ヶ崎市総合計画の各政策目標における取組みの方向性は、SDGsの17の目標に関連づけられており、本計画の推進においてもSDGsを踏まえたうえで、様々な主体の連携・協力のもと、地域共生社会の実現に取り組んでいきます。

■茅ヶ崎市総合計画 政策目標3「共に見守り支え合い、誰もが健康に暮らすまち」に関連するSDGsの主な目標

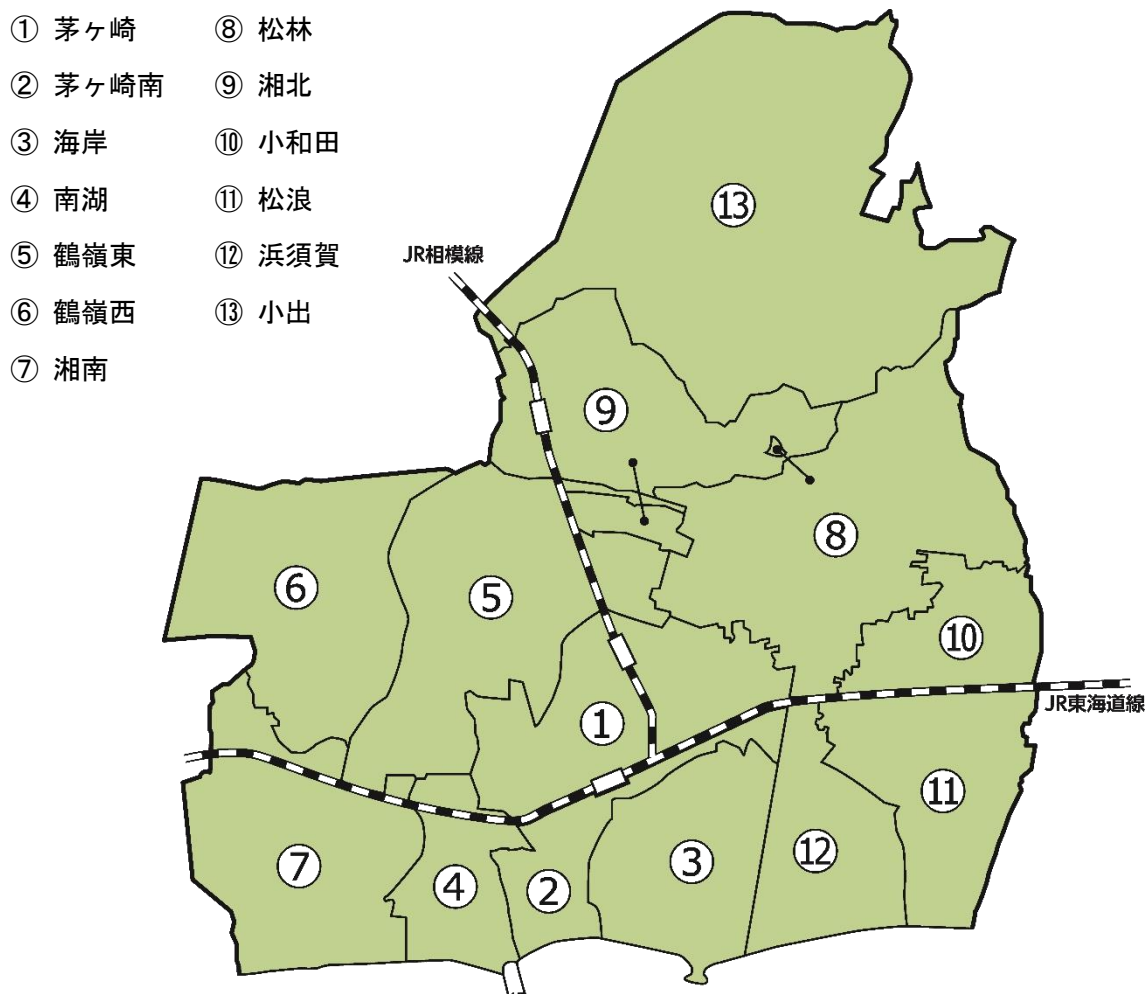
	貧困をなくそう		働きがいも経済成長も
	飢餓をゼロに		人や国の不平等をなくそう
	すべての人に健康と福祉を		住み続けられるまちづくりを
	質の高い教育をみんなに		つくる責任つかう責任
	ジェンダー平等を実現しよう		気候変動に長期的な対策を
	安全な水とトイレを世界中に		パートナーシップで目標を達成しよう

4 計画における地域のとらえ方

本計画のなかには、「地域」、「地区」という言葉が多く登場します。これらの言葉は、皆さんが日頃暮らしている場所の単位を表し、範囲と機能を指すものと言えますが、ここで使い方を整理しておきます。

	対 象 範 囲
地 域	範囲を限定せずに「私たちが住んでいる地域」としてとらえます。
地 区	まちぢから協議会等の圏域（13 地区）における特定区域のことを対象に言い表すときに用います。概ね中学校区程度の範囲です。

茅ヶ崎市における 13 地区



第 1 部 これまでやってきたこと

1 前計画期間における主な社会変化・法改正等

前計画の計画期間(令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度)における主な社会情勢の変化・法改正等は、次のとおりです。

1 複雑化、多様化する生活課題

福祉制度については、これまで、高齢者、障がい者、子どもなどの対象者ごとに、法に基づく様々な制度の充実が図られてきました。一方で、家族や地域社会のあり方の変化などにより、他者とのつながりが希薄となるなか、ヤングケアラー*や 8050 問題*など、自ら助けを求めることができずに社会的に孤立する人や世帯が増え、問題が深刻化しやすい状況になっています。虐待や貧困、ひきこもり、ダブルケア*、病気や障がい、住まいの確保の問題など、個人や世帯が抱える複数の問題が、相互に影響し合い複雑に絡み合っているケースでは、従来の制度だけで対応することは難しく、制度や分野を超えた横断的な取組みが求められます。

また、障がいのある人や性的マイノリティ、外国にルーツを持つ人など、多様な背景の人々が生活する地域においては、それぞれの状況に応じたきめ細やかな支援が必要です。更に最近では、IT(情報技術)の進展による、パソコンやインターネットを利用できる人とできない人との間に生じる情報格差や、猛暑日の増加による健康被害や気象災害の激甚化、高齢者を狙った特殊詐欺や住宅強盗、物価上昇による生活不安など、新たな課題も見られ、地域における支援ニーズは、従来の福祉の範囲にとどまらず、より多岐にわたるものとなっています。

2 主な法改正等

(1) 社会福祉法

令和 3(2021)年 4 月、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行されました。この改正法により、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備を推進する一つの方策として、市町村全体の連携により、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行うことで、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

(2) 第 2 期成年後見制度利用促進基本計画

令和 4(2022)年 3 月、「第 2 期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。これは、認知症の人や知的・精神障がいのある人など、判断能力が不十分な人の権利擁護の重要性が高まるなかで、成年後見制度の利用促進を図り、地域における相談支援体制を強化することを目的としています。

(3) 第 2 次再犯防止推進計画

令和 5(2023)年 3 月、「第 2 次再犯防止推進計画」が閣議決定され、犯罪をした者等*の地域社会への円滑な社会復帰の支援に向けた取組みが強化されました。住居確保や就労支援など、地域における多様な支援を通じて再犯を防止し、誰もが排除されない包摂的な社会を実現しようとするものです。

（４） こども基本法

令和 5(2023)年 4 月、日本の将来を担う子どもたちの権利を保障するため、「こども基本法」が施行されました。これは、子どもを権利の主体として捉え、子どもが自由に意見を述べたり、意見を聴かれる権利を明確にすることで、子どもの健やかな成長と幸福を社会全体で実現していくための基盤となる法律です。

（５） 共生社会の実現を推進するための認知症基本法

令和 6(2024)年 1 月、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、互いに支え合う共生社会の実現を目指すことが示されました。

（６） 孤独・孤立対策推進法

令和 6(2024)年 4 月、「孤独・孤立対策推進法」が施行されました。近年の「人とのつながり」の希薄化に加え、コロナ禍の社会環境の変化により顕在化・深刻化した孤独・孤立の問題は、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれるなか、今後、更に深刻化することが懸念され、「孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との『つながり』が生まれる社会」の実現を目指すことが示されました。

（７） 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和 6(2024)年 4 月、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。性暴力被害、貧困、DV 被害など、複合的な課題を抱える女性に対し、より包括的で切れ目のない支援を提供するためのもので、地域における支援機関や民間団体との連携を強化することが期待されています。

（８） 生活困窮者自立支援法

令和 6(2024)年 4 月、生活困窮者自立支援法が改正されました。これは生活困窮者等の自立の更なる促進を図るためのもので、単身高齢者世帯の増加等を踏まえた居住支援の強化、生活保護世帯の子どもへの支援の充実、関係機関等の連携強化の措置を講ずることで、よりきめ細やかな支援が提供されることを目指しています。

■前計画期間（令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度）における主な法改正等

年	主な法改正等
令和 3(2021)	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 施行
令和 4(2022)	第 2 期成年後見制度利用促進基本計画 閣議決定
令和 5(2023)	第 2 次再犯防止推進計画 閣議決定 こども基本法 施行
令和 6(2024)	共生社会の実現を推進するための認知症基本法 施行 孤独・孤立対策推進法 施行 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 施行 生活困窮者自立支援法 改正

2 茅ヶ崎市の現状

1 茅ヶ崎市の特徴

自然豊かなまち

海、丘陵、川等、変化に富んだ地形があり、えぼし岩は地域のシンボルとして長く市民から愛されているなど、その豊かな自然と人々の営みが調和して存在しています。魅力的な自然環境が人を呼び、人が集まることによって、地域の歴史や文化が形成され、茅ヶ崎独自の魅力が創られています。

コンパクトなまち

市域は、東西6.9km、南北 7.6 km、面積は 35.76 km²で隣接する市町に比べて人口密度が高く、駅周辺に都市機能が集約したコンパクトなまちになっています。また、市街地の地形は平たんであり、徒歩や自転車で気軽にいろいろな場所へ訪れることができる「人とまちの距離がちょうどよい」ことが「茅ヶ崎らしさ(価値や魅力)」の一つとされています。

魅力的な住宅都市

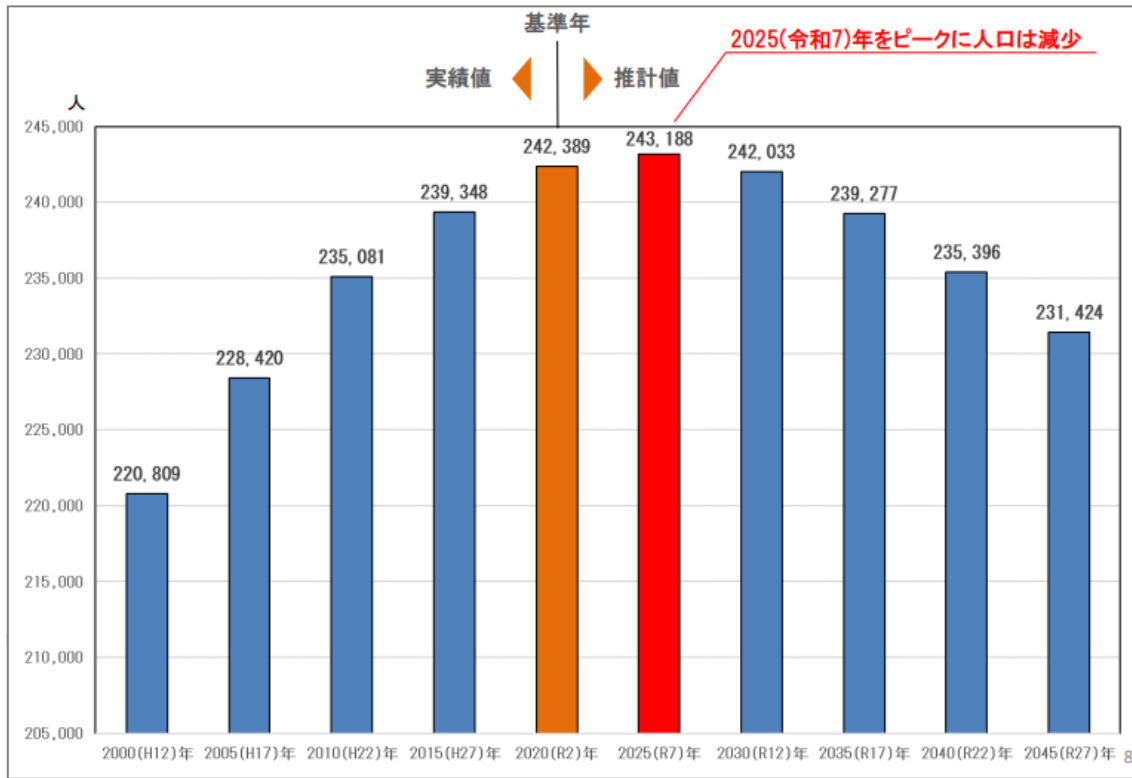
昼夜間人口比率は近隣市町と比較すると低い水準(81.3%：令和 2(2020)年国勢調査)となっており、住宅都市としての性格を持つとともに、地域内産業とのバランスも取れた、多世代にとって暮らしやすく、多様なライフスタイルやライフステージに合わせた「自分らしい暮らし」を実現するまちづくりが進められています。



2 人口・世帯数

(1) 将来人口の推移

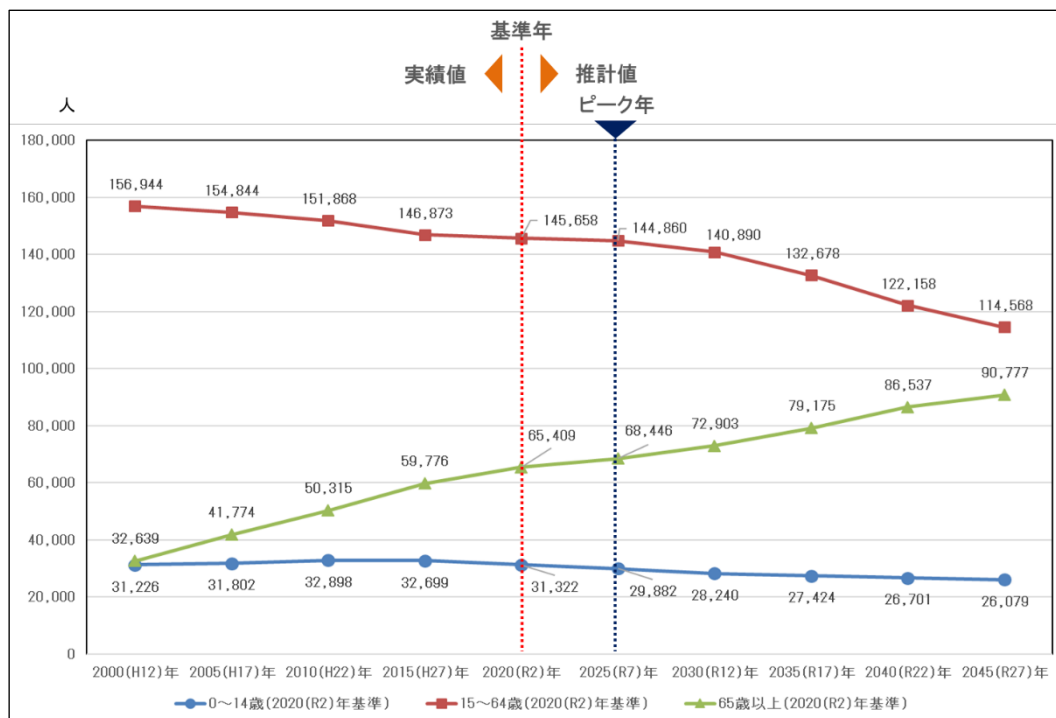
茅ヶ崎市の人口は令和7(2025)年の約 24.3 万人をピークに減少に転じると推計されています。人口減少は地域活力の低下や、税収減、社会保障負担の増加など、福祉分野の取組み全般に大きく影響します。



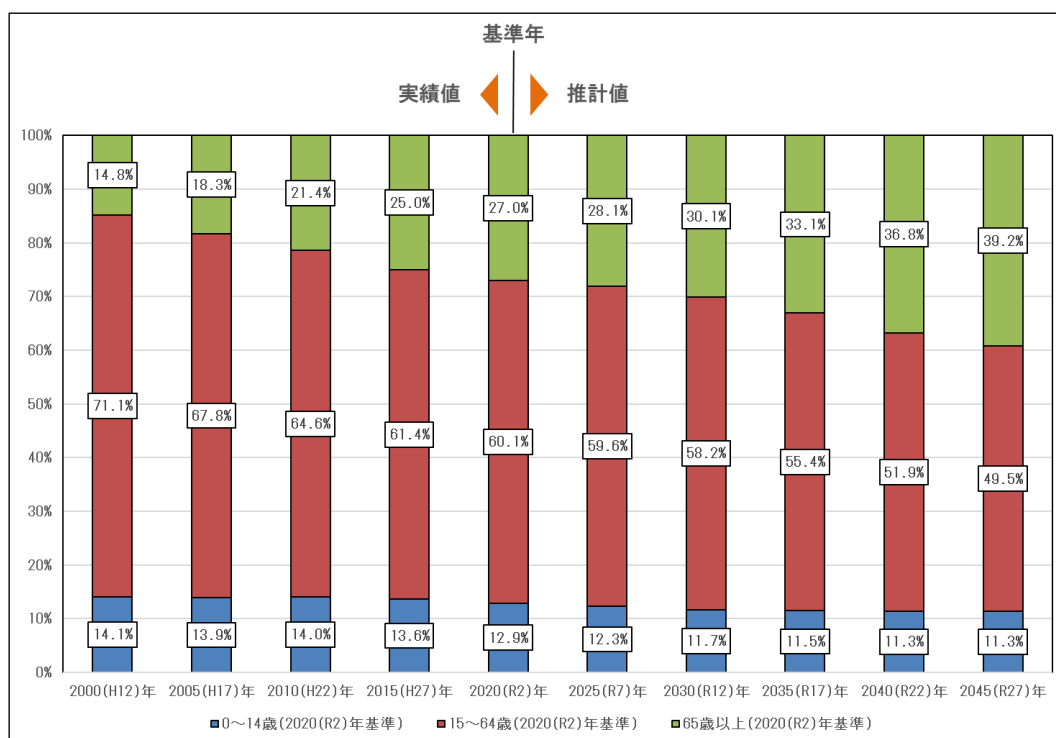
(2) 年齢3区分人口構成、人口構成比の推移

65歳以上の老年人口は、令和2(2020)年から令和27(2045)年にかけて約6.5万人から約9.1万人へ増加。令和27(2045)年には市民の約2.5人に1人が高齢者になる見込みです。高齢者福祉、介護、医療サービスの強化が喫緊の課題となります。

■ 年齢3区分人口構成



■ 人口構成比 (年齢3区分)

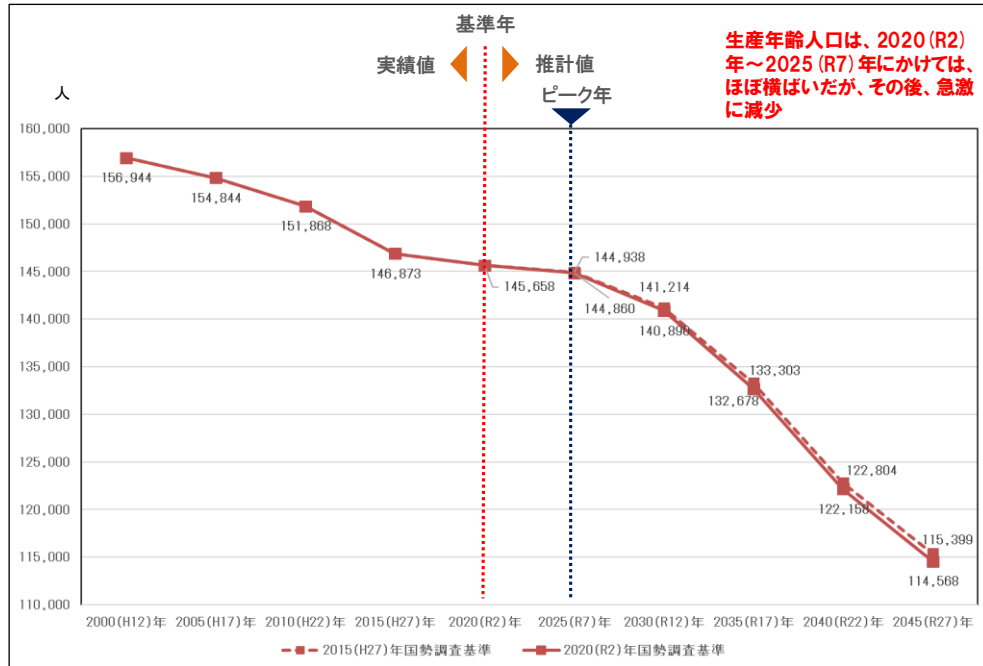


出典：茅ヶ崎市の将来推計人口（2022（令和4）年1月推計）

(3) 生産年齢人口(15～64歳)、年少人口(0～14歳)の見通し

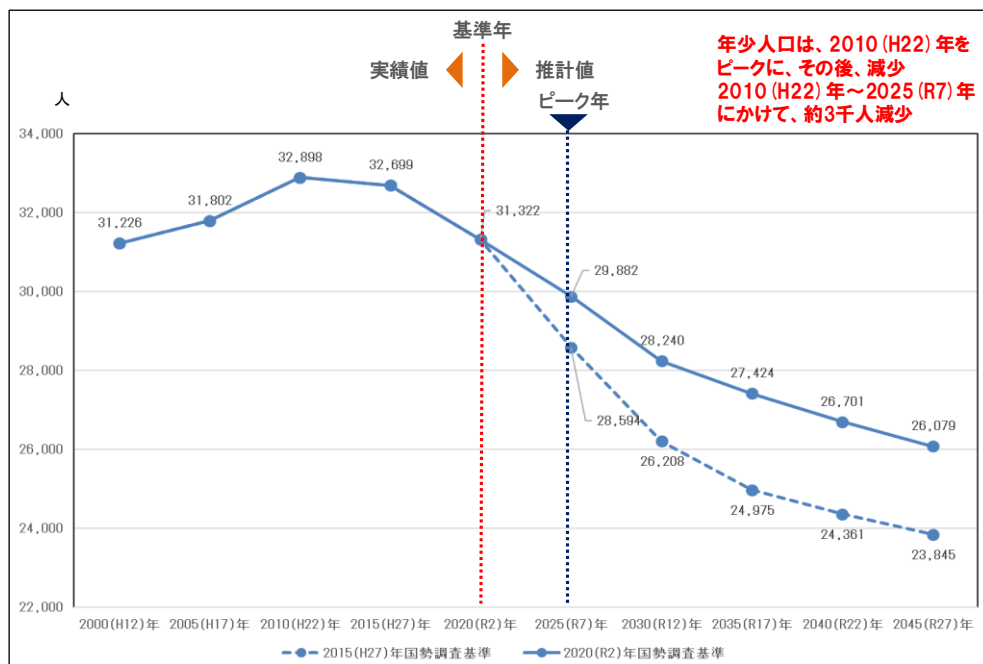
15～64歳の生産年齢人口は、令和2(2020)年～令和7(2025)年にかけては横ばいですが、その後急激に減少します。0～14歳の年少人口は、平成22(2010)年をピークに減少し続けており、令和7(2025)年には約3万人になる見込みです。生産年齢人口、年少人口の減少は、福祉サービスの担い手不足や地域経済の縮小につながる恐れがあります。

■生産年齢人口(15～64歳)



出典：茅ヶ崎市の将来推計人口(2022(令和4)年1月推計)

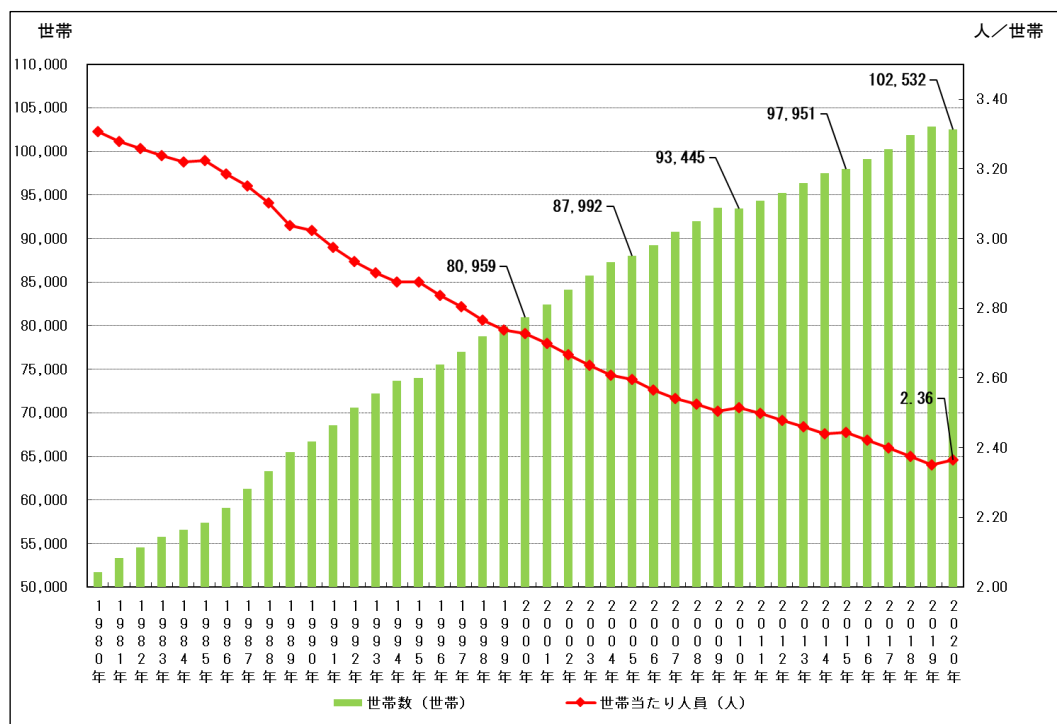
■年少人口(0～14歳)



出典：茅ヶ崎市の将来推計人口(2022(令和4)年1月推計)

(4) 世帯数と世帯あたりの人員の推移

一般に人口減少期においても世帯数は一時的に増加し、「単身世帯」や「高齢単身世帯」の割合が増加する傾向があります。地域における孤立リスク、見守り支援、住まい・移動支援などのニーズが増加することが見込まれます。

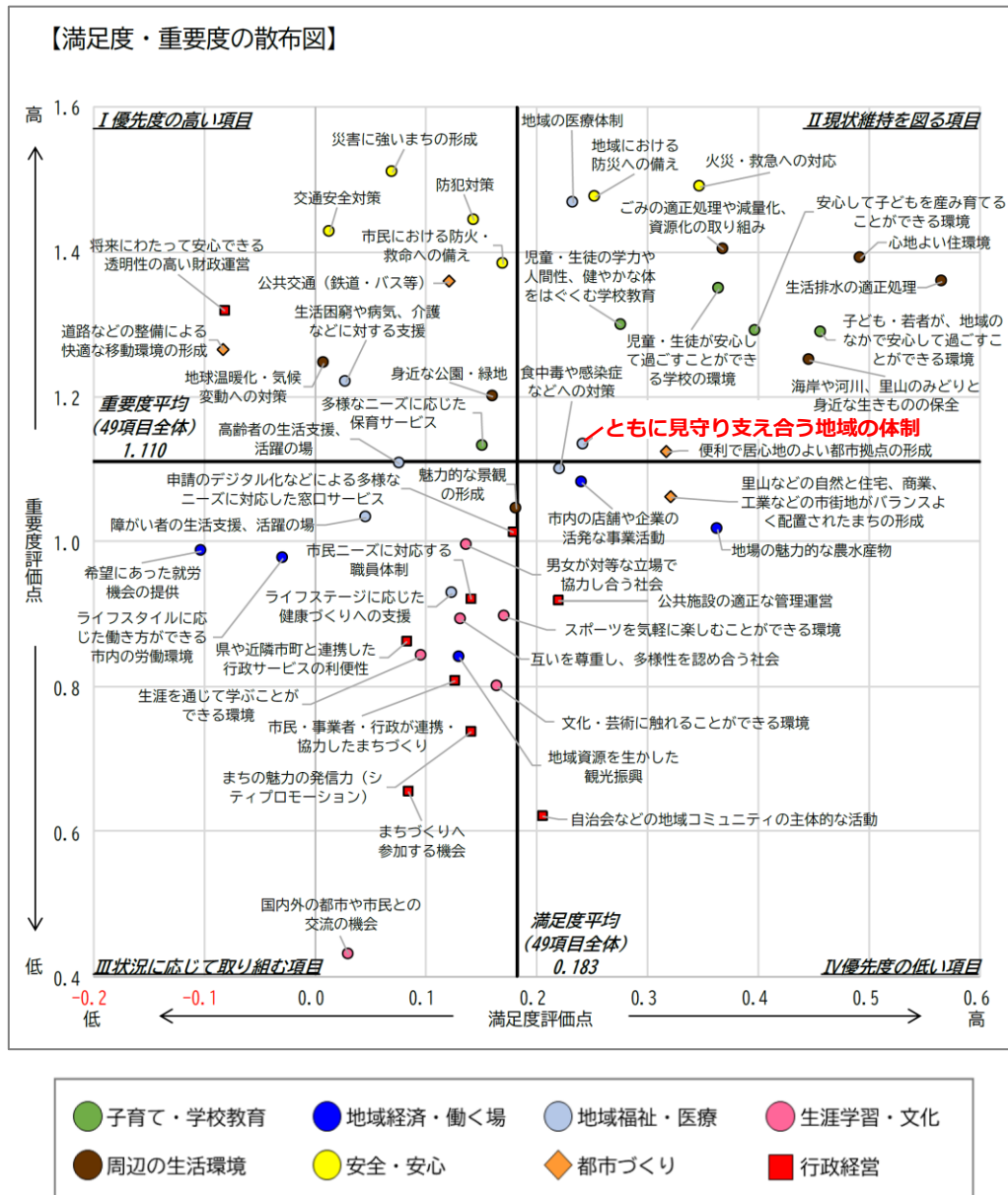


出典：茅ヶ崎市の将来推計人口（2022（令和4）年1月推計）

3 地域福祉に関する市民の意識

3.1 茅ヶ崎市市民意識調査（令和6（2024）年10月）

本調査は、市民の市政に対する満足度や重点を置くべき政策分野、市政やまちづくりに対する意見などを把握し、「茅ヶ崎市総合計画*」の進行管理の基礎資料とすることを目的に実施しています。住民基本台帳から無作為に抽出した16歳以上の市民3,000人を対象として、まちづくりの「実感」について、子育てや地域経済など全49項目に関する「満足度」と「重要度」を調査した結果、「地域福祉」に関する項目「ともに見守り支え合う地域の体制」については、「満足度」「重要度」とともに、平均値を上回っていることから、引き続き取組みを進めていきます。



出典：令和6年度茅ヶ崎市市民意識調査結果報告書（令和6年10月）

3.2 地域福祉推進のためのアンケート調査（令和 7（2025）年 3 月）

本計画の策定にあたり、福祉に関する市民の意識や活動実態等を伺い、地域福祉に関する基礎的な資料を得ることを目的として、アンケート調査を実施しました。調査概要とアンケート結果から見えた課題を以下にまとめます。調査結果は市ホームページで御覧いただけます。

二次元
コード

（１） アンケート調査の概要

項目	内容
調査対象	茅ヶ崎市在住の満 18 歳以上の市民 2,000 人
抽出方法	「住民基本台帳」からの無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和 6(2024)年 10 月 15 日（火）～11 月 22 日（金）
配布数	2,000
有効回収数 (有効回収率)	912 (45.6%)
調査項目	1 基本属性 2 地域での交流について 3 地域福祉活動について 4 福祉に関する情報について 5 バリアフリー*化について 6 成年後見制度について 7 再犯防止について 8 地域福祉施策についての意見

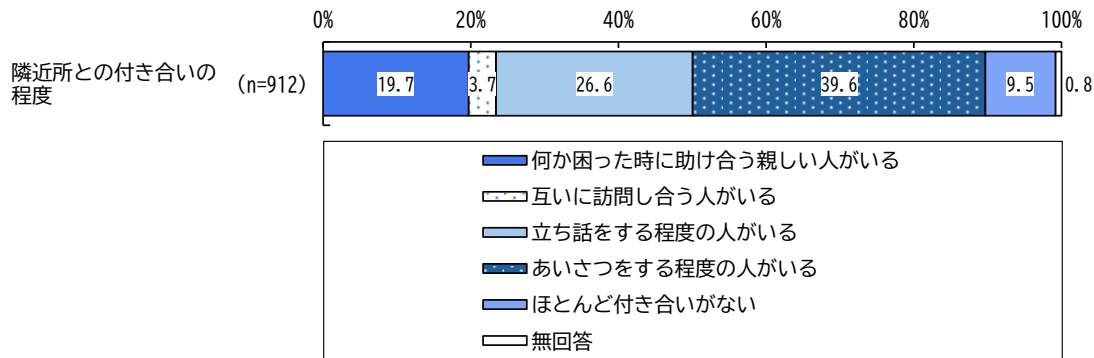
(2) アンケートから見た課題

① 地域のつながりの希薄化と居場所の不足

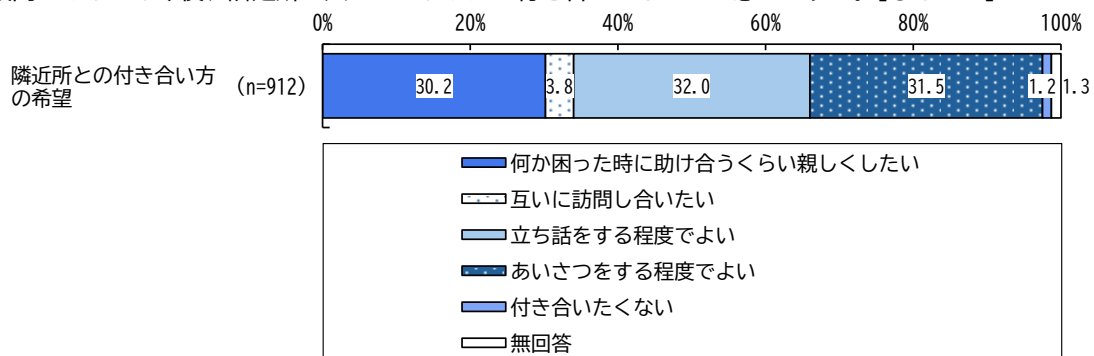
普段の「隣近所の付き合いの程度」は「あいさつをする程度の人がいる」が最多で39.6%と前回調査時の31.8%より上昇したものの、「何か困った時に助け合える親しい人がある」は19.7%と前回22.3%よりも2.6%の減少、「ほとんど付き合いがない」も前回9.2%よりも0.3%増の9.5%となっています。また、今後の「隣近所の付き合い方の希望」としては、「何か困った時に助け合うくらい親しくしたい」が30.2%で、現在の付き合いの程度よりも「つながり」を持ちたいと考える人があることがうかがえる反面、「立ち話をする程度でよい」が32.0%に、「あいさつをする程度でよい」が31.5%とほぼ同じ割合となっており、地域でのつながりの希薄化を示すものとなっています。

「地域内で気軽に顔を出せる場所がない」との回答は65.4%で、前回64.3%から若干の増加となっており、地域のつながりをつくるきっかけとなる「居場所」が不足している状況が見られました。日常的な地域との接点の不足は、望まない孤立化の要因ともなることから、身近な地域でのつながりを生み出す居場所が求められます。

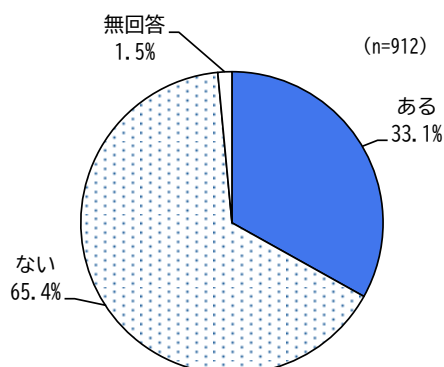
■設問 あなたは普段、隣近所の人とどの程度お付き合いをしていますか。【〇は1つ】



■設問 あなたは今後、隣近所の人とどのようにお付き合いをしたいと思いますか。【〇は1つ】



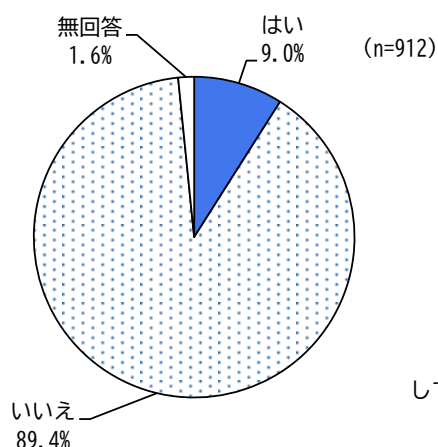
■設問 あなたは、地域の人とお茶を飲んだり、話をしたりする場やサークル活動など、地区内で気軽に顔を出せる場所がありますか。【〇は1つ】



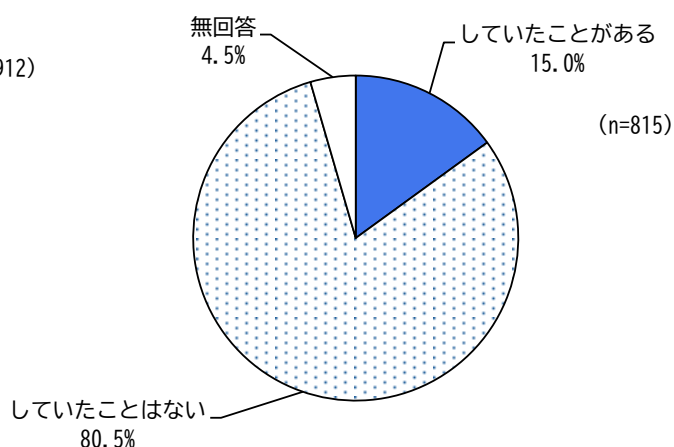
② 地域福祉に関わる活動の担い手の確保

「地域のボランティア活動に参加している」人は全体の 9.0%(前回 7.7%)、過去に参加したことがあるは 15.0%(前回 12.9%)で、いずれも前回より増加しています。

■設問 あなたは現在、地域のボランティア活動（地域のちょっとした助け合い活動も含む）に参加していますか。[○は1つ]

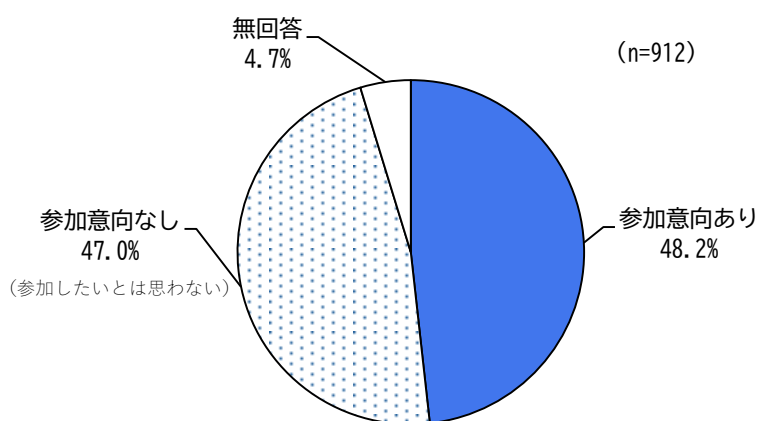


■設問 （左記の設問に「いいえ」と回答した方にお聞きします）あなたは、過去に地域のボランティア活動（地域のちょっとした助け合い活動も含む）をしていたことはありますか。[○は1つ]

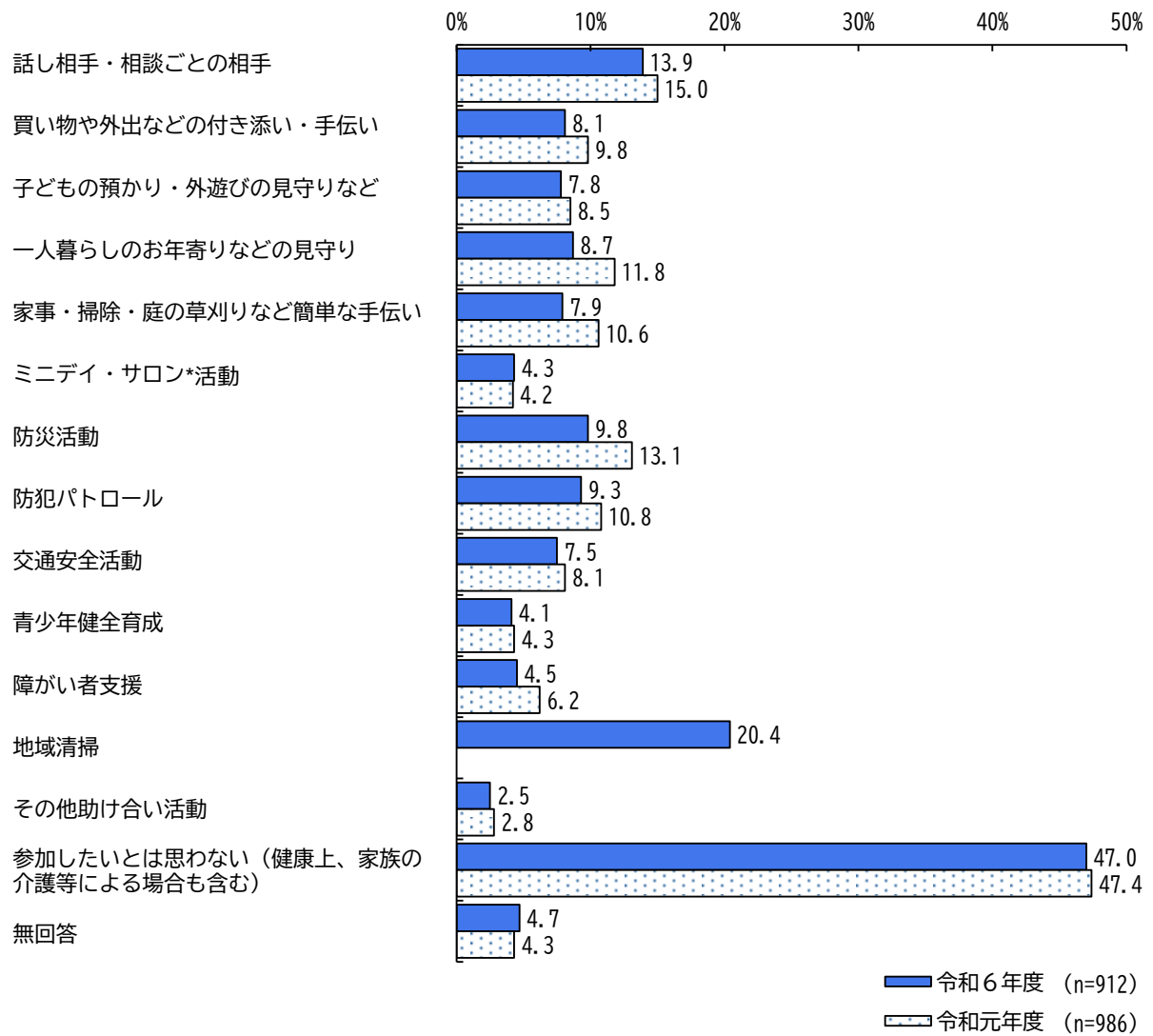


なお、「地域清掃」や「話し相手・相談ごとの相手」など、地域のボランティア活動への今後の参加意向を聞いたところ、参加意向ありの人は 48.2%で、半数近くの人が興味を持っているものの、実際のボランティア活動になかなか結びつかない現状がうかがえます。

■設問 あなたは今後、どのような地域のボランティア活動（地域のちょっとした助け合い活動も含む）に参加してみたいと思いますか。[○はいくつでも]
※現在参加している方も、今後の継続や新規の活動についての希望をお答えください。



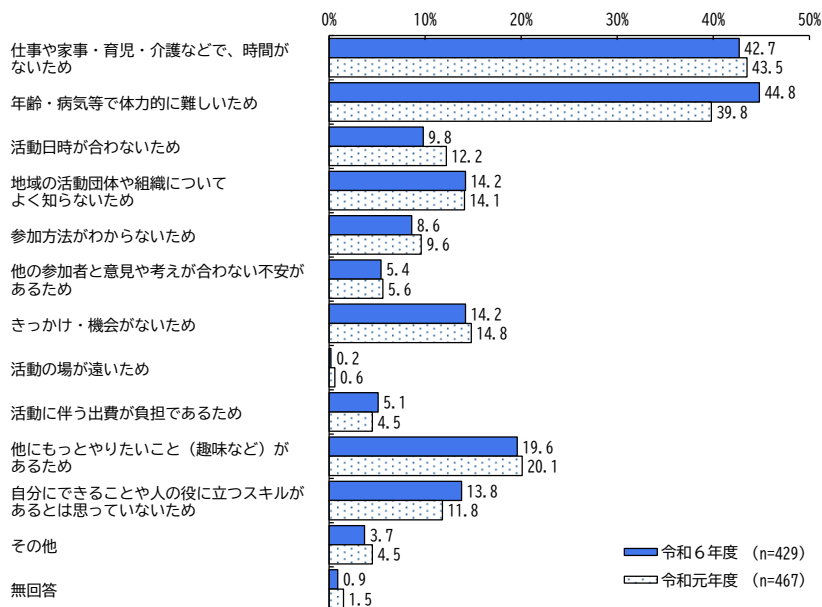
※参加意向ありとは、回答者全員から「参加したいとは思わない（参加意向なし）」と無回答を除いた割合



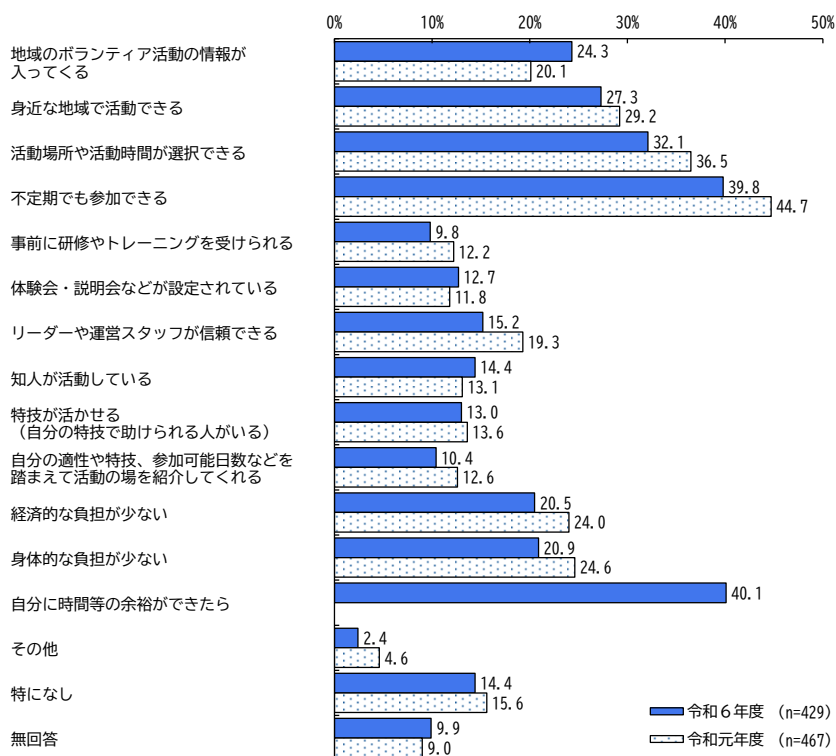
※選択肢「地域清掃」は令和6年度のみ

「参加したいと思わない(47.0%)」と回答した人に理由を聞いたところ、「体力的に難しい(44.8%)」「時間がない(42.7%)」「きっかけ・機会がない(14.2%)」など様々な回答があり、参加のハードルが高いと感じる市民が多いことがうかがえます。一方、今後の活動に参加する条件としては、「不定期でも参加できる(39.8%)」、「活動場所や活動時間を選択できる(32.1%)」、「身近な地域で活動できる(27.3%)」等が挙げられています。地域のボランティア活動に興味関心がある人の参加を促し、また、参加のハードルを下げ、より多くの担い手を確保するためには、参加しやすいきっかけづくりや、生活スタイルに合わせた柔軟な活動形態を生み出すなどの継続的に参加できる工夫が求められます。

■設問 (前設問で「参加したいと思わない」と回答した方にお聞きします) あなたが地域のボランティア活動に参加したいと思わない理由をお答えください。
〔〇はいくつでも〕



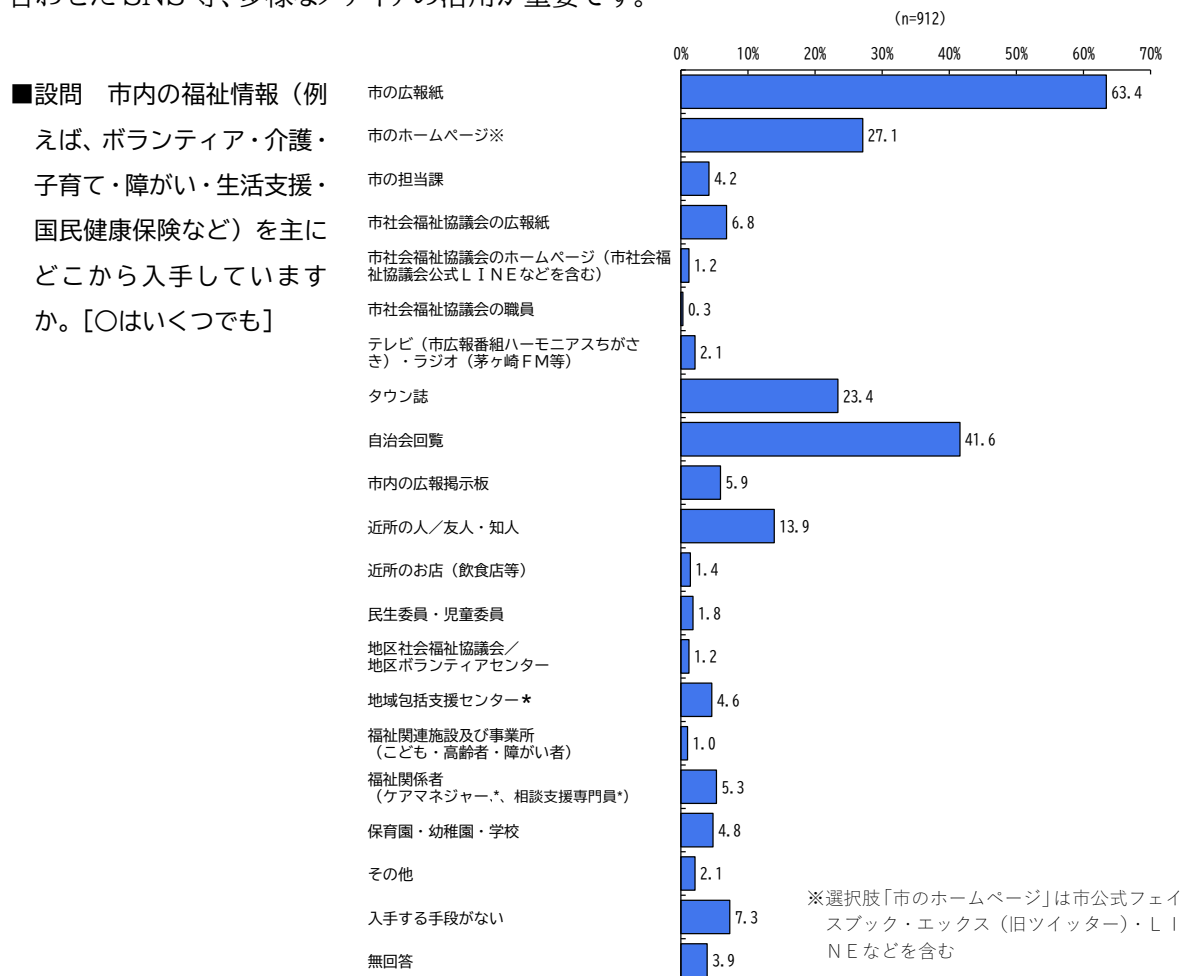
■設問 あなたはどのような条件が合えば、地域のボランティア活動に参加するきっかけになると思いますか。〔〇はいくつでも〕



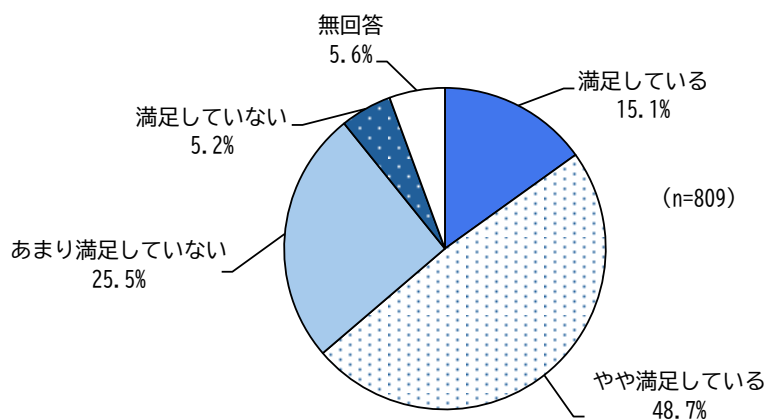
※選択肢「自分に時間等の余裕ができれば」は令和6年度のみ

③ 福祉情報の伝達力・理解度の不足

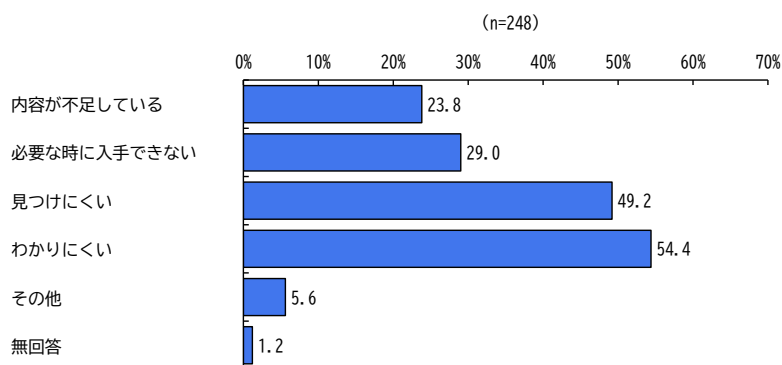
福祉情報の入手先として最も多かったのは「市の広報紙(63.4%)」が最も多く、次いで「自治会回覧(41.6%)」、「市ホームページ(27.1%)」、「タウン誌(23.4%)」となっています。「市ホームページ」については前回調査での16.9%から10.2%増加となっており、SNS利用の拡大とともに情報入手先としてのツールになっていると考えられます。一方で、情報に対して「満足していない(5.2%)」「あまり満足していない(25.5%)」と答えた人が30.7%となっています。不満の理由には「わかりにくい(54.4%)」「見つけにくい(49.2%)」が多く、必要な情報に市民がアクセスできていないことが課題です。また、「市社会福祉協議会の広報紙(6.8%)」は情報の入手先としての認識が低い状況です。更に「入手する手段がない」との回答は前回の6.1%から7.3%に増加しています。茅ヶ崎市の福祉全般の取組みについての情報提供、居場所づくりやサークル活動等の周知、ボランティア活動の情報提供等、福祉に係る情報提供については、多くの人にとって分かりやすく、かつ入手しやすくなるよう工夫が必要であり、情報提供にあたっては、時宜に合わせたSNS等、多様なメディアの活用が重要です。



■設問 （前設問で「入手する手段がない」「無回答」以外の回答をした方にお聞きします）日頃入手している市内の福祉情報について、どのように感じていますか。
[○は1つ]



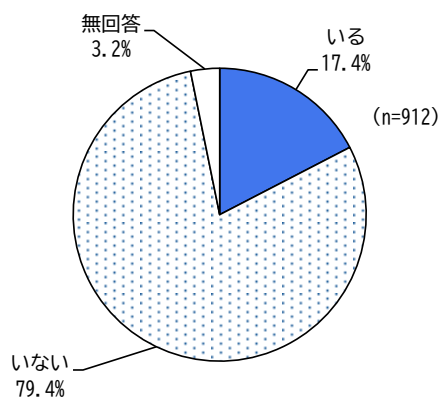
■設問 （前設問で「あまり満足していない」、「満足していない」と回答した方にお聞きします）市内の福祉情報の入手について、満足していない理由は何ですか。
[○はいくつでも]



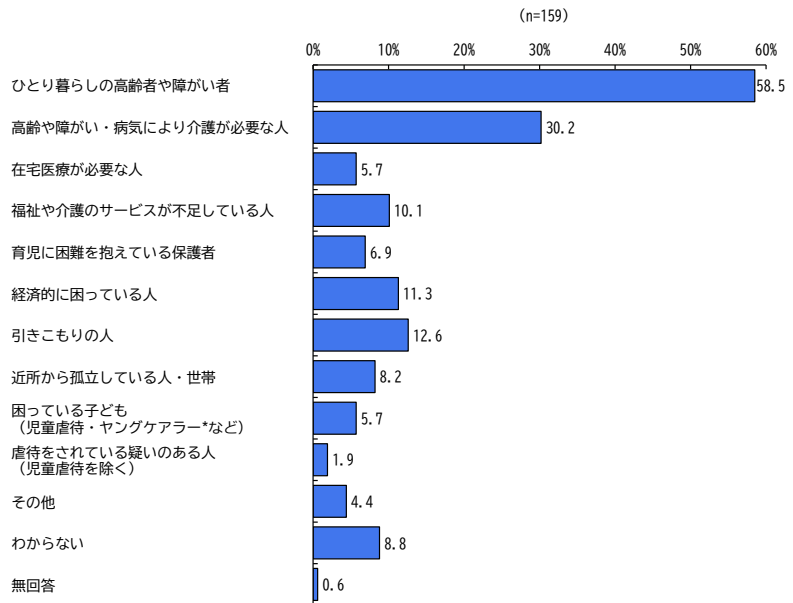
④ 地域支援体制の認知不足

「隣近所で、行政や地域の支援が必要だと感じる人がいる」と答えた人は17.4%で、具体的には、「ひとり暮らしの高齢者や障がい者(58.5%)」、「介護が必要な人(30.2%)」、「引きこもりの人(12.6%)」などが挙げられています。これは、地域住民が身近な「要支援者」の存在を認識していることを示します。

■設問 あなたの隣近所に、困りごとを抱えていて、行政や地域の支援が必要だと感じる人はいますか。[○は1つ]

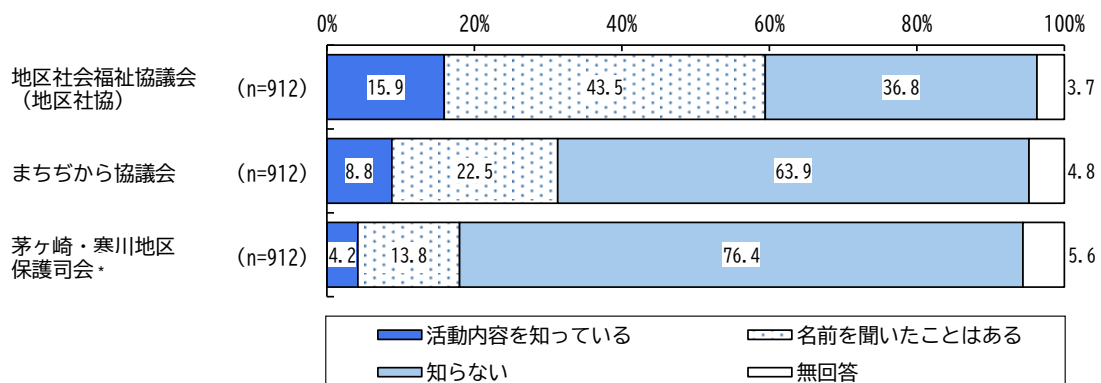
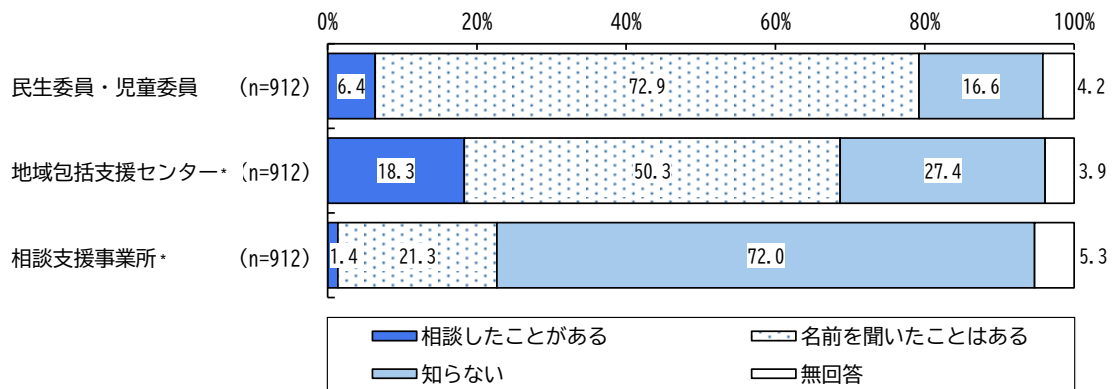


■設問 (前設問で「いる」と回答した方にお聞きします) それはどのような人ですか。[〇はいくつでも]



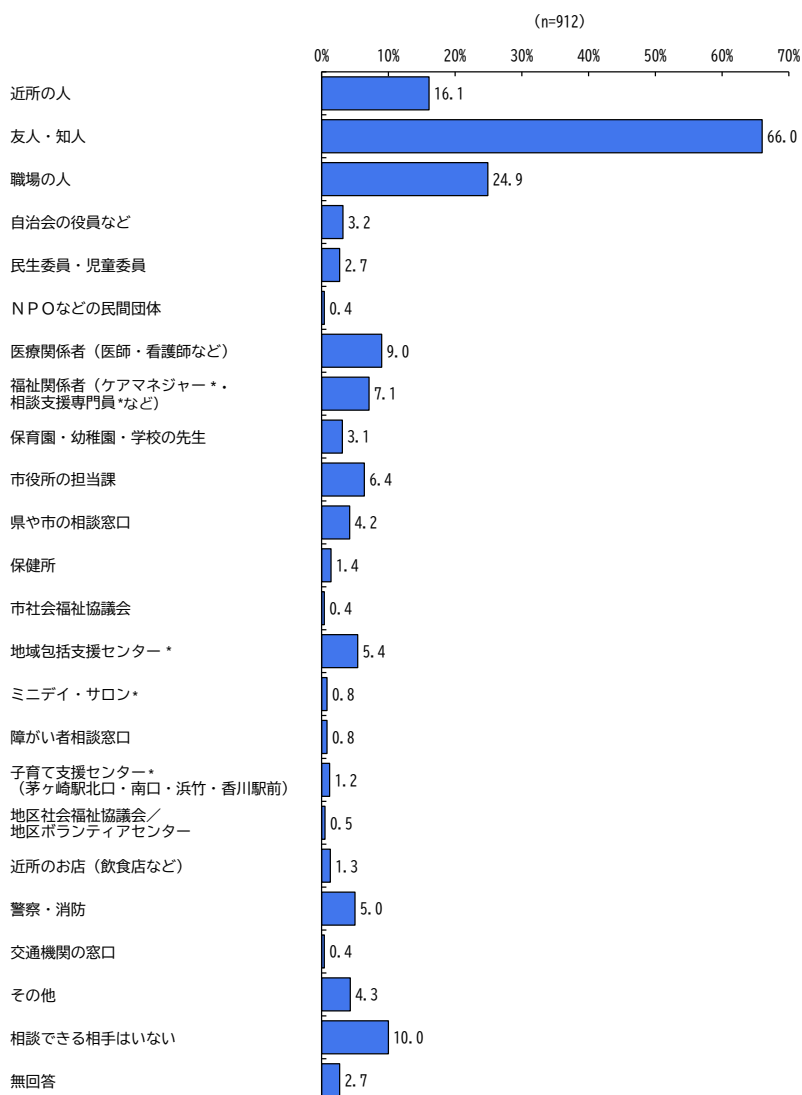
一方、地域福祉活動に関わる団体・組織等について、「相談したことがある／活動内容を知っている」「名前を聞いたことはある」と答えた人は、「民生委員・児童委員(79.3%)」、「地域包括支援センター*(68.6%)」、「地区社会福祉協議会(59.4%)」では過半数を超えていますが、「まちづから協議会(31.3%)」、「相談支援事業所*(22.7%)」、「茅ヶ崎・寒川地区保護司会*(18.0%)」の認知度は比較的低い数値となっています。

■設問 地域福祉活動にかかわる以下の団体・組織等について、ご自身にあてはまるものをお答えください。[〇はそれぞれ1つ]



困ったときなどの家族以外の相談相手として挙げられたのは、「地域包括支援センター* (5.4%)」、「民生委員・児童委員 (2.7%)」、「地区社会福祉協議会・地区ボランティアセンター (0.5%)」となっており、名前は聞いたことがあっても、困りごとが生じた際の身近な相談先として認知されていないことが課題です。地域の支援体制を担う主体として、活動内容を含め市民に十分な周知が必要です。

■設問 あなたは困ったことがあったり、不安を感じたときに、家族以外に相談できる相手はいますか。[〇はいくつでも]



⑤ 相談体制の強化

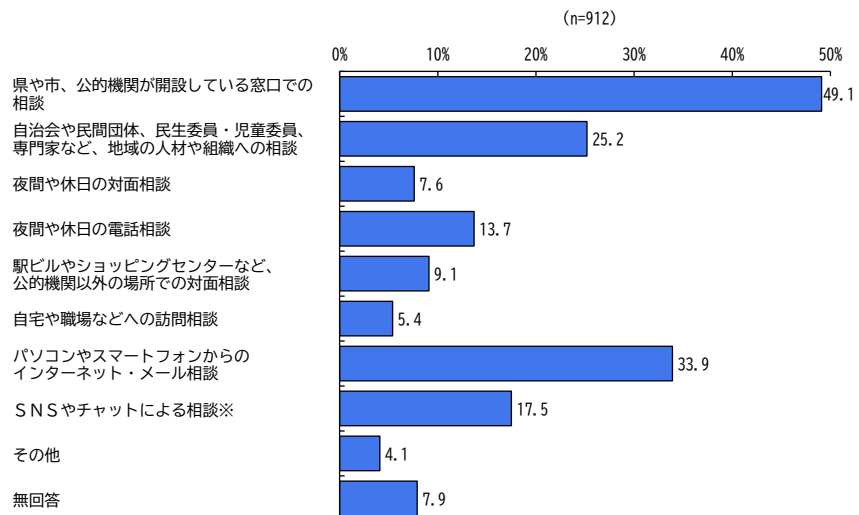
「希望する相談方法」としては、「公的機関窓口での相談(49.1%)」が多く、次いで「インターネット・メール相談(33.9%)」、「地域の人材・組織への相談(25.2%)」等となっています。地区社会福祉協議会や民生委員等の団体・組織等の関係団体は、適切な機関へつなげることができるよう、様々な相談体制について周知を図ることが重要です。

また、「インターネット・メール相談」は前回の29.2%から4.7%増加、「SNS やチャットによる相談」は前回12.3%から5.2%増加しており、非対面による相談を希望する人が増加傾向にあります。デジタルの活用については、相談者にとっては公的機関等に足を運ぶことなく手軽に相談できること、また、相談機関にとっても限りある人材を効果的に活用できることから、今後の相談体制の更なる充実を図るためには、このようなツールの活用も視野に入れた取組も必要です。

■設問 あなたは悩み

や不安について、どのような方法で相談できるとよいと思いますか。

【〇は3つまで】



3.3 計画策定にかかる意見交換会（地域福祉を考えるワークショップ）

本計画の策定にあたり、地域の人が感じている課題や、望むこと、地域福祉のためにできると考えていることなどを確認し、計画内容に反映することを目的として、各地区で意見交換会を開催しました。

（１）意見交換会の概要

①実施日・参加者数

地区名	実施日	参加者数
湘北	令和6年11月4日（月）	20人
鶴嶺東	令和6年12月7日（土）	41人
小出	令和6年12月14日（土）	27人
湘南	令和7年1月18日（土）	46人
鶴嶺西	令和7年1月25日（土）	28人
松林	令和7年1月28日（火）	21人
茅ヶ崎南	令和7年1月29日（水）	18人
小和田	令和7年2月1日（土）	33人
浜須賀	令和7年2月15日（土）	40人
松浪	令和7年2月22日（土）	53人
海岸	令和7年2月23日（日）	20人
南湖	令和7年2月28日（金）	30人
茅ヶ崎	令和7年3月8日（土）	26人
合計	13回	403人

②意見交換・集約の方法

「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン2」の概要を説明したのち、次の2つのテーマについて、付せんを使って意見やアイデアなどを出し合いながら、グループ単位で意見交換を行いました。各グループワークで出された意見は、「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン2」の基本目標ごとに整理し、集約しました。

「この地区で取り組まれている活動」を共有する
「これからの地域での支え合いに必要なこと」について意見を出し合う

グループワーク①

地域で取り組んでいることをシェアする



【ポイント】

- ・地域で取り組んでいることで**知っている**取り組みはありますか？
参加している取り組みはありますか？
- ・身近に感じる「地域の支えあい」「地域のつながり」はありますか？

グループワーク②

これからの地域の支え合いのあり方と そのために必要なことを考える



【ポイント】

- ・グループワーク①「地域で取り組んでいること」を意識して
- ・**将来に残していきたい取り組み**はありますか？
- ・取り組んでいく中で、**大切にしたい視点**はありますか？
- ・さらに**充実させたいこと**はありますか？
そのためには、どんなことができるでしょうか。

(2) グループワークで出た主なキーワード

基本目標 1 つながる

大切なのはきっかけ・場所



近く(歩いて行ける) 楽しめる だれでも
気軽さ 選べる 柔軟さ
いつ行っても誰かがいる場所を作りたい

日頃の関係づくり、まずあいさつ



あいさつ運動 声かけで顔を繋いでいく
近隣相互のコミュニケーション
犬の散歩(=日常)から交流が生まれる

自分とは異なる人を理解・受け入れること ギャップを埋める・交流などが大事



知らない人・外国の人を受け入れる体制・気持ち
新しい仲間をどう巻き込むか
サロン・多世代交流を増やしたい
子育て不安の人によりそう
子どもの時から多世代で関わられる場づくり

移動手段が課題



歩くの大変 行けない 出かける手段の問題

つながる方法も変化している



メール、LINE、Web 会議
アナログの手段も残したい
新しいコミュニケーションツールの説明会

気になる人に、どう声をかけていくか？



引っ越して来た人・男性・若い人・障がい・
認知症など来てほしい人が来てくれない
その人のメリットになるようなきっかけづくり
多世代・他団体同士の交流を図る

魅力的な活動、負担の軽減も大事



やって楽しい・楽しそうと思わせる活動
もっと知ってほしい 魅力のアピール
役員の負担を減らす

地域行事・伝統行事を活かしたら



地域活動になじみがない人もお祭りには行く
もちつき 子どもや地域のつながり
歴史を伝えることの大切さ 継続が大事



ワークショップからみられる市民ニーズ

誰でも気軽に参加できる居場所
異なる立場や世代との交流・相互理解の促進
あいさつや日常的な声掛けによる、顔の見える関係の構築
初めての人・若者・障がい者等が参加しやすい仕組み
地域行事(祭り・もちつきなど)を通じた交流機会の充実
移動手段の確保やデジタル技術への対応

基本目標2 活動する

自分を活かせる、少しの活動でもOK…を伝える



趣味、できること、昔の経験が活かせる
スポット参加OK 全部じゃなくて一部
個人で参加できる ゆるさが大事
気軽に 自由に 自主的に

活動の意義、やりがいを伝える



何のために活動するのか 使命感
活動が楽しい・役に立つことがうれしい・
だから長続きできる、という想いをつない
でいく

今やっていることを みんなに見てもらう



いろいろな情報を知ってもらう
SNS 発信
広報ターゲットをしぼる
自治会での情報共有が大事
誰もが情報を得られるシステムを作る

やりたくてもやれない…担い手不足



まずは見に来てほしい
つながるためにできることを考える
継続のためにスリム化
分担 皆で助けあう
やれることをやれる人がやる
団体同士のつながり

子ども(小中高生)の活躍の機会も



福祉まつりに中学生が司会、吹奏楽、似顔絵で参加
避難所運営をこども達にやってもらう
防災リーダーは中学生くらいからできるのでは？
きっかけづくり お菓子などの配布

間口を拡げるアイデア



高齢者と子どもがバーチャルで繋がる
“会”とか“場”にかわるツールで運営する
魅力的なイベントを実施 歌声喫茶
福祉の出前サービス
伝統が絡むとなくならない？

現役世代とつながるには



土日休日の活動
地引網、もちつき、家族参加できるイベント
子育て世代の参加を増やす
おみこしにはなぜ若者が来るのか
→担ぎたい →飲み屋で誘われた



ワークショップからみられる市民ニーズ

活動の魅力や意義、やりがい等の周知
SNS や Web での情報発信の強化
担い手確保のための負担感解消
子ども・若者・現役世代の参加促進
多様な参加方法（スポット参加、趣味・特技を活かす等）
柔軟性や自由度の高いイベント等の開催

基本目標3 支え合う

共に支え合う 地域で取り組めることを話し合う（検討する）ことが大事



活動内容の共有の場

閉じこもっている人に出て来てほしい どうしたら良いかを話し合える場が大事

普段からのつながりで変化に気づける（ボランティアの利用者が逆に自分を見守っていてもくれる）

高齢者の家の付近が片付いているか気にかけていく

“支え手・受け手”を超えて 共に支え合う



支える側から支えられる側にも これまでサロン等運営側だったが参加者に

普段の隣近所のつながりが災害時にも役に立つ ピンチに助け合える体制

女子会 一緒にお昼を食べてお話

地域を知ってもらい、他の協働を



企業理解の促進（地域活動に対する）

地元企業との強力なコラボレーション

団体の枠を超える



各組織、団体の活動やノウハウの共有化

団体同士の連携と協力

グループ LINE で情報共有

現役世代との協働が必要



若者サロン eスポーツ 居酒屋 スナック bar



ワークショップからみられる市民ニーズ

高齢者や閉じこもりがちな人への見守り体制の強化

支援の「担い手・受け手」を超えた共助関係

団体・組織間の横の連携と情報共有の強化

若者世代や企業との連携、地域活動への参加促進

地域の社会資源*の見える化と有効利用



3 前計画の振り返り

前計画では、「一人ひとりを尊重し、共に見守り支え合い、心豊かに暮らせるまちをつくります」の基本理念のもと、「つながる」、「活動する」、「支え合う」の3つの基本目標ごとに、「取組みの方向性」を設定し、目標達成に向けた取組みを推進してきました。茅ヶ崎市地域福祉推進委員会及び茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会では、計画の進捗状況を確認するため、基本目標ごとに設定した指標や取組み状況の確認を行い、主な課題を抽出し、新たな取組みの方向性を決めました。

1 指標の実績値と取組みの実施状況

指標については、計画策定時(令和2(2020)年度)がコロナ禍にあたり、計画の進捗が予見しづかったことなどから、計画策定当初は設定せず、令和5(2023)年度に、「茅ヶ崎市実施計画 2025*(計画期間:令和5(2023)年度から令和7(2025)年度)」と整合を図り設定しています。

基本目標1 つながる

地域に、様々な人と出会い、互いに尊重し合う関係が生まれる場をつくります。

(1) 指標の実績値

■指標 ミニデイ・サロン*の新規設置数(市社協が活動資金を助成したサロン)

年度	R元(基準値)	R3	R4	R5	R6
目標	-	-	-	3か所	3か所
実績	3か所	3か所	4か所	4か所	4か所

■(参考) ミニデイ・サロン*全体の推移

年度	R元(基準値)	R3	R4	R5	R6
実績	122か所	136か所	136か所	138か所	140か所

ミニデイ・サロン*は毎年度で新規設置があり、令和5(2023)年度では目標値を達成することができました。ミニデイ・サロン*の推移でみると、微増となっています。

(2) これまでの取組み

取組みの方向性① 多様性の理解・啓発

出前講座や市内小学校等と連携したイベント、車いす疑似体験、当事者との対話、多様性を啓発する企業の社員研修等の福祉教育の実施、福祉事業所の作品・製品カタログ「Jobcra Chigasaki」の発行等を通して、多様性への理解を促進しました。

取組みの方向性② 居場所づくり

誰でも参加しやすいカフェ形式のサロン、子ども等を対象とした地域の食堂、夏休みの子どもの居場所など、それぞれの地区において多種多様な居場所づくりが進みました。

取組みの方向性③ 互いがつながる・受け止め合う関係づくり

地区支援ネットワーク会議*等での事例の共有等を通じ、認知症や障がい等への理解が深まりました。病気や障がい、生活上の困難など課題を抱える人たちがボランティア活動の担い手になるなど、「支える側」「支えられる側」という垣根を超えた関係が生まれました。

基本目標2 活動する

それぞれの持ち味やできることを活かす機会をつくり、誰もが活躍できる地域づくりを進めます。

(1) 指標の実績値

■指標① ボランティア新規登録者数

(市社協、茅ヶ崎ボランティア連絡会*の加盟団体、地区ボランティアセンター)

年度	R元(基準値)	R3	R4	R5	R6
目標	-	-	-	109人	125人
実績	126人	86人	178人	143人	181人

■(参考) ボランティア登録者数(全体)

(市社協、茅ヶ崎ボランティア連絡会*の加盟団体、地区ボランティアセンター)

年度	R元(基準値)	R3	R4	R5	R6
実績	1,512人	1,253人	1,242人	1,189人	1,177人

■指標② ボランティア活動件数

(市社協、地区ボランティアセンター)

年度	R元(基準値)	R3	R4	R5	R6
目標	-	-	-	4,924件	5,334件
実績	5,835件	4,206件	4,700件	4,492件	4,268件

ボランティア新規登録者数は目標値を上回っているものの、全体の登録者数は減少しています。

ボランティアの活動件数の実績は各年度おおむね4,000件から5,000件程度で推移しており、目標値には届きませんでした。

(2) これまでの取組み

取組みの方向性① 地域の活動にかかる情報発信

地域の活動内容等を多くの人たちに届けるため、従来の広報紙等の紙媒体の他、SNSなどのデジタル媒体を活用しました。市職員と市社協職員が、YouTubeやInstagramで地域福祉の魅力や情報を伝える「ボラダス。」の開設や、市社協公式LINEでのアンケートの実施など、媒体ごとの特性を活かした情報発信により市民の関心を高め、参加者の希望や知識、経験、特技に合った活動につなげる一助となりました。住民側からも地区内の福祉情報をまとめたマップづくり等の情報発信も見られました。また、市では地域住民の要請を受け、デジタルデザインツールの研修会を開催し、地域の情報発信力の強化に努めました。

取組みの方向性② できることを活かせる機会づくり

それぞれの人が持つ知識や経験を活かした活動が広がるよう、地区ボランティアセンター等において、ニーズの掘り起こしと地域にいる人材とのマッチングを行い、高校生など若い世代によるスマホ教室や英語を母語とする人による英語教室など、地域のために特技を活かせる場をつくることができました。

地域団体等と調整を図り、自治会や学校、農業従事者や企業・商店など、福祉分野以外の団体や機関が参画する機会を創出するほか、障がいや認知症のある人の地域活動への参加の促

進等、誰もが活躍できる地域づくりに取り組みました。

取組みの方向性③ 担い手の育成・支援

ボランティアの担い手確保の取組みとして、初心者を対象に「ボランティア大学」(市社協・茅ヶ崎ボランティア連絡会*共催)を開講し、受講者のなかから新たに実際の活動につなげることができました。また、市社協では、すでに活動している人を対象とした「担い手育成研修」、各地区の取組みの情報共有を図る「地区ボランティアセンター連絡会」の開催等により、活動者の資質の向上や、活動しやすい環境の整備など、継続的な支援を行いました。商工会議所を通じた働きかけ等、多様な主体の連携を進めたことにより、従来の福祉関係団体の枠にとどまらない、商店・企業等の地域活動への参画が推進されました。各地区で検討・実施されている「楽しく活動が続けられる工夫」を積極的に情報発信し、更に地区同士での意見交換等を行うことで、好事例について他地区へ波及を図りました。

基本目標 3 支え合う

誰もが安心して暮らせる地域になるように、
みんなで課題に取り組み、支え合う仕組みをつくります。

(1) 指標の実績値

■指標① 福祉総合相談者数(実人数) ※令和4年度からの新規事業

年度	R元(基準値)	R3	R4	R5	R6
目標	-	-	-	550人	575人
実績	-	-	443人	582人	600人

福祉総合相談者数は増加しており、令和5(2023)年度以降、目標値を達成しています。

■指標② 地区支援ネットワーク会議*での共有事例件数(新規実件数)

年度	R元(基準値)	R3	R4	R5	R6
目標	-	-	-	195件	195件
実績	116件	162件	212件	135件	106件

成年後見支援センターの相談者数は令和5(2023)年度から実績値を伸ばしました。

■指標③ 成年後見支援センターへの相談者数(実人数)

※令和4年度までは委託事業、5年度からは市直営として市役所内で運営を開始

年度	R元(基準値)	R3	R4	R5	R6
目標	-	-	-	130人	140人
実績	112人	104人	103人	321人	345人

■指標④ 市民後見人*の新規受任件数

年度	R元(基準値)	R3	R4	R5	R6
目標	-	-	-	4件	4件
実績	-	0件	2件	2件	3件

(2) これまでの取組み

取組みの方向性① 地域の課題に地域で取り組むことができる体制づくり

平成22(2010)年度以降、地域住民と福祉の専門職が地域の課題を共に考え、協力し合って解決を目指す、地域のネットワークづくりを推進し、令和3(2021)年度には、市内全13地区において、福祉課題を抱えた住民を地域全体で支える体制が整いました。各地区で開催する地区支援ネットワーク会議*では、地区社会福祉協議会、地区ボランティアセンター、民生委員・児

童委員、地域包括支援センター*、市社協、市など、多様な主体が参画し、地域課題の共有と解決に向けた取組みを進めました。

取組みの方向性② 連携強化

地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員、地域包括支援センター*、相談支援事業所*、まちから協議会、学校、商店・企業等が連携・協力することで、課題を抱えた人や世帯に十分な支援を行うことができるよう、相談対応の勉強会や、子育て支援センター*等の機関同士の情報交換会を継続的に開催するとともに、コミュニティソーシャルワーカー*(CSW)による支援を行いました。また、夏休みの子どもの居場所づくりなど、多様な主体の参画による、地区の課題解決に向けた取組みが実施されました。

取組みの方向性③ 相談支援体制の充実

相談支援体制の強化として、令和 4(2022)年度に市役所に福祉総合相談担当を設置しました。既存の制度では対応が困難な問題や、複合化した課題を抱えた人や世帯からの相談を幅広く受け止め、本人の自己決定を尊重しながら抱える課題を解きほぐし、関係機関等との調整も含めた一体的な支援を行っています。

取組みの方向性④ 権利擁護の促進

判断能力が不十分な人の権利擁護のため、成年後見制度に関する啓発や市民後見人*の養成等、制度利用の促進に向けた取組みを行いました。令和 5(2023)年度には、権利擁護を支援する地域連携のネットワーク構築を推進するため、成年後見制度利用促進法に基づいた中核機関として、茅ヶ崎市成年後見支援センターを市役所分庁舎1階に開設しました。

2 新たな取組みに向けて

指標の実績値や取組みの実施状況、市民意識調査等から抽出した課題を、基本目標ごとに整理し、新たに定めた取組みの方向性は次のとおりです。

【基本目標】

これまでの
取組みの方向性

主な課題

新たな
取組みの方向性

【つながる】

- ①多様性の理解・啓発
- ②居場所づくり
- ③互いがつながる・受け止め合う関係づくり

- ・多様な個性・属性の人の地域活動等への参画が進んだ部分もありますが、十分とは言えません。引き続き多様性に関する啓発活動を継続するとともに、学んだことを活かす機会をつくる等、更なる**理解の促進**が必要です。
- ・地域のネットワークによる、つながり・関係づくりが進みましたが、一方で、自ら支援を求めることが難しい人のニーズを捉えることが困難なこと、住民同士が主体的につなぎづくりをするための市や市社協の関わり方などに課題があり、様々な人たちが**つながる間口を拡げる**ことが求められます。
- ・支える側・支えられる側を超え、様々な居場所づくりが進みましたが、高齢化等による担い手不足により、居場所等の提供や運営が困難な状況も起きています。新たな居場所づくりだけでなく、一過性で終わることのない**継続的なつながり**を構築することが求められます。

- ①多様性の理解促進
- ②出会い・つながりづくり
- ③つながりの継続

【活動する】

①地域の活動にかかる情報発信 ②できることを活かせる機会づくり ③担い手の育成・支援	①地域の課題に地域で取り組むことができる体制づくり ②連携強化 ③相談支援体制の充実 ④権利擁護の促進
・SNS等、新たな媒体を活用し、地域活動に関する情報を発信することができましたが、活動の後押しとなるまでには至りませんでした。周囲の力を活かしながら、地域活動の活性化につながる情報を、地域の様々な人たちに對して、多様な方法で届けることで、新たな協力者を確保する必要があります。 ・地区ボランティアセンターを中心に、様々な人の活躍の場が創出されてきましたが、一過性の活動で終わったり、活動が形骸化するケースも見られました。これまで参加したことのない人も含めて、参加してみたいと思えるような、多様な活動機会を継続的につくることや、活動が継続するような仕組みをつくることが重要です。 ・「ボランティア大学」や「担い手研修」など、担い手の育成・支援を継続的にしているものの、スムーズな世代交代が行われないなど、担い手不足が課題です。担い手確保を前提として、研修等に参加した人が実践的な活動に結びつくよう、地域とつながる人を増やすことが求められます。	・地域のネットワークの構築が進み、地域課題に対する取組みに、多様な主体の参画が増えた一方、相互理解や目的意識の共有が十分に図られず、ネットワークの機能を活かすことができなかったり、地域福祉と商店・企業等との連携のイメージがつかみにくく、継続的な関わりを持ちにくいという課題があります。引き続き、福祉分野以外の団体や機関との連携を進め、相互理解のもと地域で課題解決に取り組むことができる体制を拡充・強化することが必要です。 ・既存の制度やサービスでは解決できない課題や複合的な課題を抱えた本人や世帯を中心とした支援に、引き続き取り組むことが必要です。 ・誰もが尊重され、本人らしく地域で暮らし続けられるように、判断能力が不十分な人や、福祉的な課題を抱えていることが分かりにくい人たちの支援に取り組む必要があります。

①地域活動の活性化につながる情報発信 ②地域とつながる人を増やす多様な参加の機会づくり	①本人・世帯を中心とした相談支援体制の充実 ②地域の課題に地域で取り組むことができる体制の拡充・強化 ③地域で暮らし続けることを可能とする仕組みづくり
--	--

第2部 これからみんなで取り組むこと

1 計画の基本的な考え方

1 基本理念・基本目標

前計画では、基本理念として「一人ひとりを尊重し、共に見守り支え合い、心豊かに暮らせるまちをつくれます」を掲げ、「つながる」「活動する」「支え合う」を基本目標として、地域共生社会の実現に向け、地域におけるつながりや支え合いを大切にしながら、「個人の尊重」と「その人らしい暮らしの実現」に向けた取組みを推進してきました。これらの考え方は、少子高齢化の進行、個人の価値観や抱えている困りごとの多様化など、社会情勢が変化するなかにおいても重要であり、本計画においても前計画の基本理念・基本目標を継承し、誰もが人や社会資源*と出会い、つながり続け、安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

2 計画の体系

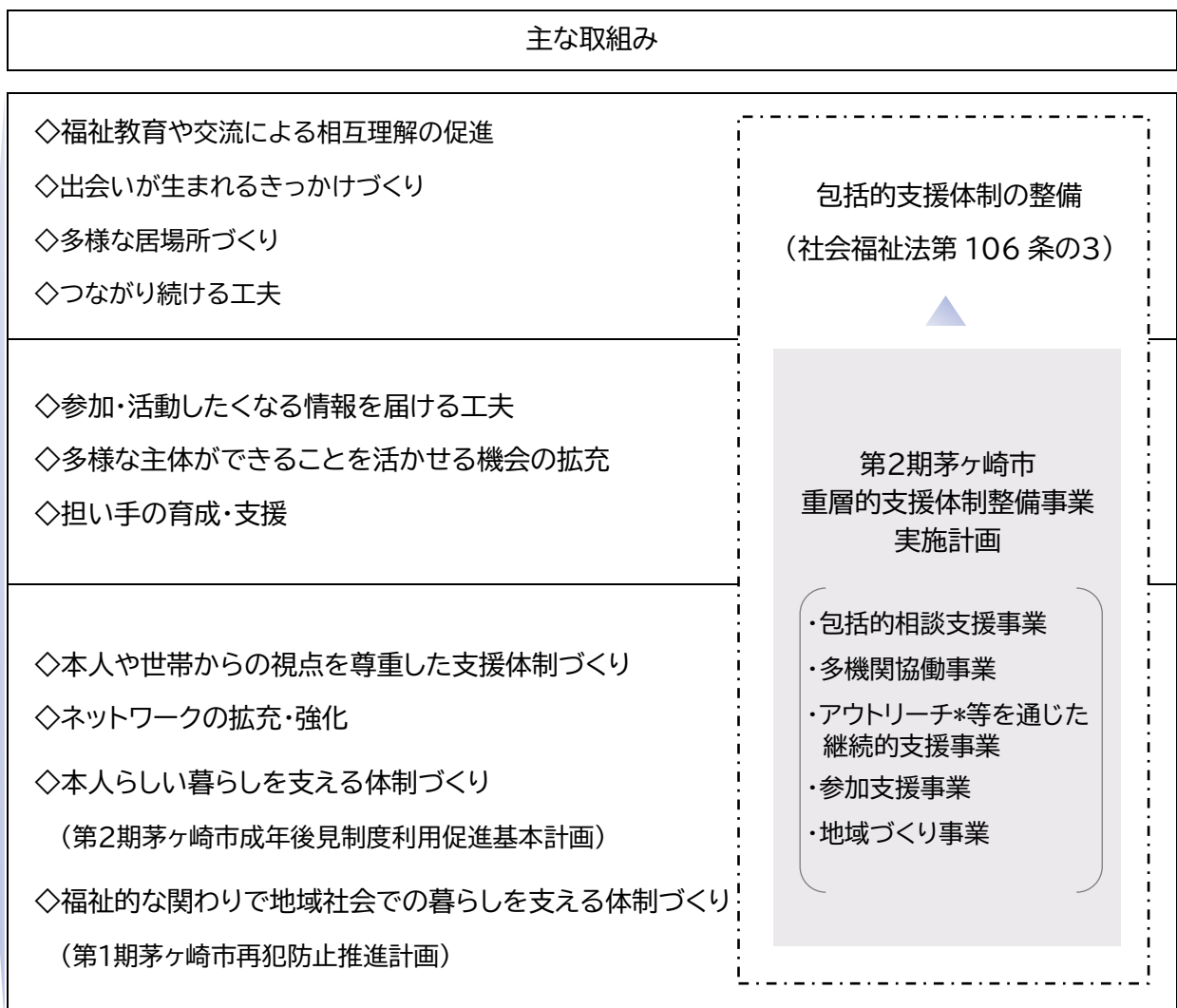
基本理念	基本目標	取組みの方向性
一人ひとりを尊重し、共に見守り支え合い、心豊かに暮らせるまちをつくれます	1 つながる 地域に、様々な人と出会い、互いに認め合う関係が生まれる場をつくれます。	①多様性の理解促進 ②出会い・つながりづくり ③つながりの継続
	2 活動する それぞれの持ち味やできることを活かす機会をつくり、誰もが活躍できる地域づくりを進めます。	①地域活動の活性化につながる情報発信 ②地域とつながる人を増やす 多様な参加の機会づくり
	3 支え合う 誰もが安心して暮らせる地域になるよう、みんなで課題に取り組み、支え合う仕組みをつくれます。	①本人・世帯を中心とした相談支援体制の充実 ②地域の課題に地域で取り組むことができる体制の拡充・強化 ③地域で暮らし続けることを可能とする 仕組みづくり

■ 包括的支援体制の整備

人々が抱える課題の複雑化・多様化により、これまでの単一の制度や相談機関だけでは対応できない複合的な課題が増加しています。こうしたなか、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現には、制度や事業の垣根を越え、様々な主体の連携により、困りごとのある人や世帯を地域全体で「丸ごと」支える「包括的な支援体制の整備(社会福祉法第106条の3)」が不可欠です。

令和4(2022)年度に茅ヶ崎市が策定した、社会福祉法第106条の5の規定に基づく「茅ヶ崎市重層的支援体制整備事業実施計画(※)」では、包括的支援体制の整備に向けた手法として、分野や世代を問わない「包括的相談支援事業」「参加支援事業」「地域づくり事業」等の取組みを一体的に実施することを位置づけています。既存事業の取組みを活かしながら、専門職の伴走による支援や、人と人のつながりを基盤とした地域の支え合いのネットワークづくりを進めることで、本計画の基本目標「つながる」「活動する」「支え合う」に向けた各取組みの推進を支えています。

※茅ヶ崎市重層的支援体制整備事業実施計画の詳細は、50ページを御参照ください。



2 計画の展開

基本目標 1

つながる

地域に、様々な人と出会い、
互いに認め合う関係が生まれる場をつくります。

■ 目指すべき姿

- ・年齢・性別・障がい・文化などの違いにかかわらず、誰もが安心して関われる居場所やコミュニティがあるまち
- ・人とのつながりが自然に生まれ、深まり、持続していく環境が整えられているまち
- ・支える側・支えられる側を超えて、互いにできる形で支え合う関係が地域の日常に根付いているまち



■ 基本目標の達成度を確認する指標

指 標	現状値（令和6年度）	目 標
「地区内で気軽に顔を出せる場所がある」市民の割合 (地域福祉推進のためのアンケート調査より)	33.1%	増加

■ 取組みの方向性

① 多様性の理解促進

性別や年代を問わず、様々な価値観、背景を持つ人々との対話や交流を通して、多様な考え方や活動にふれる機会をつくります。

② 出会い・つながりづくり

地域の多様なニーズに応じ、対象者や内容などが様々な居場所づくりを進めます。また、既存の居場所についても、活動の継続を図るなかで、参加者同士の新たな出会いや、そこからのつながりが生まれるよう取り組みます。

③ つながりの継続

地域で生まれたつながりを継続的なものとするため、一人ひとりのニーズや状況に応じた参加のあり方を工夫するとともに、活動の機会を創出し、関係性の構築を目指します。

■ 主な取り組み

◇ 福祉教育や交流による相互理解の促進

- ・福祉教育プログラムの充実
- ・学びと交流の場づくり

◇ 出会いが生まれるきっかけづくり

- ・地域の活動や社会資源*をつなぐ人材の育成
- ・様々な媒体を活用した情報発信の工夫

◇ 多様な居場所づくり

- ・地域の居場所づくりの推進

◇ つながり続ける工夫

- ・緩やかな関係づくりの促進
- ・得意なことや経験を活かす場づくり
- ・継続した参加につなげる情報発信

取り組みを進める多様な主体 ①

本計画は、住民や様々な団体、事業者、関係機関、市社協、市等、オール茅ヶ崎で地域共生社会の実現を目指すものです。各主体がお互いの役割を理解し、連携しながら、それぞれができることに取り組むことが大切です。

住民



地域団体・福祉活動団体



まちづから協議会・自治会
地区民生委員児童委員協議会
地区社会福祉協議会
ボランティアグループ 等

商店・企業等



スーパー
飲食店・コンビニ
銀行・理髪店
その他民間企業 等

福祉事業者・関係機関



訪問看護・デイサービス事業者
グループホーム・相談支援事業所*
地域包括支援センター*・病院
学校・保育園・商工会議所 等

市社協



市



■各主体に期待される役割や取組み

住民 	・日頃から住民同士が声かけ・あいさつをして地域のつながりの輪を広げる ・地域に住む様々な人や、多様な生活スタイルに目を向け、気付きを大切に理解を深める ・地域の人々と互いに助け合える関係を築く
地域団体・ 福祉活動団体 	・地域の活動に参加し、活動を通じて、顔の見える関係をつくり地域を見守る ・地域の様々な人が交流する場を作り、様々な手段で参加を呼びかける ・多様な人々の参画を得ながら活動を展開する ・障がいや年代に配慮して開催方法や参加手段を工夫する
商店・ 企業等 	・交流のスペースや機会を提供し、地域のつながりづくり・居場所づくりに協力する ・従業員の多様性に配慮した環境づくりを進める ・個々の特性や事情に配慮したサービスを提供する
福祉事業者・ 関係機関 	・積極的に地域活動に参加する ・福祉や多様性の理解について啓発・助言をする ・施設資源を活用し、住民とのつながりや住民同士の交流を支援する ・専門性を活かし、多様性に配慮した居場所・つながりづくりに取り組み、助言を行う
市社協 	・関係団体と連携・協力しながら、多様な切り口での福祉理解・相互理解の場づくりを進める ・身近な居場所づくり（ミニデイ・サロン*等）を支援する ・身近な居場所の活用が進むよう、住民や専門職に様々な手段で情報提供する ・地域の活動や社会資源*をつなぐ人材を発掘・育成する ・地域の社会資源*の連携による支援の仕組みをつくる
市 	・社会参加を必要とする人が、地域の社会資源*などを活用して、社会とつながりを持てるよう、本人と受け入れ先を支援する仕組みをつくる

基本目標 2

活動する

それぞれの持ち味やできることを活かす機会をつくり、誰もが活躍できる地域づくりを進めます。

■ 目指すべき姿

- ・ 地域で安心して暮らし続けることができ、困っている人に必要な支援が届くまち
- ・ 一人ひとりの得意なことや強みを活かしながら、みんながみんなのために地域活動に関わるまち
- ・ 幅広い世代がつながり、生き生きと活躍できる場所が広がるまち



■ 基本目標の達成度を確認する指標

指 標	現状値（令和6年度）	目 標
「ボランティア活動に参加している」市民の割合 (地域福祉推進のためのアンケート調査より)	9.0%	増加

■ 取組みの方向性

① 地域活動の活性化につながる情報発信

幅広い層に向けて、活動内容や魅力、楽しさなどが伝わるように紙媒体や SNS 等のデジタル媒体で情報を発信します。また、視覚的に伝わる広報物の制作や SNS 発信のスキルを学ぶなど、地域の広報力向上に取り組みます。更に、企業・ボランティアグループ等が連携し、年齢、性別、障がいの有無、母語の違いなどの属性に関わらず、誰もが分かりやすく取得しやすい情報を発信します。

② 地域とつながる人を増やす多様な参加の機会づくり

シニア世代、学生、子育て世代、障がい者、外国にルーツがある人などの属性に応じて、共に楽しく、また、できる人が、できるときに、できることをという考え方を共有して、参加しやすい仕組みづくりを目指します。地域活動に関する相談窓口の周知を図り、地域ニーズを把握しながら企業等と協働で講座を開催し、参加の機会を広げます。更に、活動者同士が情報交換・協力できる交流会や、運営ノウハウ・安全管理・後継者育成などをテーマにした研修を定期的に開催し、多様な担い手の育成と活動の継続に取り組みます。

■ 主な取組み

◇ 参加・活動したくなる情報を届ける工夫

- ・地域活動の魅力を伝える情報発信
- ・地域情報の発信を担う人材の育成
- ・地域団体・企業・市や市社協の広報連携

◇ 多様な主体ができることを活かせる機会の拡充

- ・一人ひとりの力を活かす地域活動の推進
- ・世代・立場に応じた多様な参加の場づくり
- ・多様な活動につながる相談窓口の周知・広報の強化

◇ 担い手の育成・支援

- ・活動者の交流・多様な学びの場づくり
- ・継続的な担い手の育成・伴走支援

取組みを進める多様な主体 ②

地域団体・福祉活動団体ってどんなもの？



地域団体は、地縁や所属などのつながりを持つ住民で組織されている団体で、まちちから協議会、自治会、地区民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会などが代表的なものです。福祉活動団体は、活動内容や対象者などにより、様々な種類があります。

まちちから協議会	自治会	地区民生委員児童委員協議会（民児協）	地区社会福祉協議会*（地区社協）	福祉活動団体
自治会、民児協、地区社協のほか、体育振興会、青少年育成推進協議会など様々な団体から組織され、市内13地区で、様々な課題解決に向けた取組みを行っています（うち1地区は自治会連合会として活動）。	自治会は、地域住民相互の連帯感を育て、地域の福祉・環境・防犯・防災等、様々な課題に取り組みながらまちづくりを進めていく、住民の自治組織です。茅ヶ崎市では130を超える自治会が組織されており、地域課題の発見と解決、親睦と連携の場として重要な役割を担っています。	民生委員児童委員は、厚生労働大臣から委嘱される、身近な福祉ボランティアで、地域住民の困りごとなどの相談に対応しています。その担当区域（地区）ごとに協議会を組織することとされており、茅ヶ崎市では13地区に協議会が組織されています。	同じ地区に暮らす住民同士が、身近にある福祉課題を共有し、その解決に向けた活動を行う任意の地域団体で、茅ヶ崎市では13地区で組織されています。地区のボランティアの活動拠点である地区ボランティアセンターは、地区社協が運営主体となっています。	高齢者の買い物代行や話し相手、障がい者の外出の付き添い、点字・手話通訳、子ども食堂、学習支援、留学生の生活支援などを行っている団体。NPO法人や市民活動団体、サークルなど、大小様々なグループがあります。

■各主体に期待される役割や取組み

住民 	・地域の活動について関心を持つ・情報収集する ・特技や強みを活かせる活動に参加する ・家族や友人等と情報を共有する ・参加した活動を広める、紹介する
地域団体・ 福祉活動団体 	・自分たちの活動を幅広く、分かりやすく周知する ・ボランティア活動の良さ、親しみやすさを積極的に発信する ・SNS等の活用など発信方法を工夫する ・強みや生活スタイル、時代に合わせた参加形態を検討する
商店・ 企業等 	・地域の活動について情報収集する ・地域活動に対し、強みを活かして活動や情報発信に協力・支援する ・市・市社協・地域の活動に積極的に協働する
福祉事業者・ 関係機関 	・市・市社協・地域の活動との協働や情報発信を行う ・専門性を活かして地域の活動に対し、分かりやすく助言や支援をする ・ボランティア活動の機会の提供や受入れ ・施設や事業所を開かれた場として参加しやすい工夫をする
市社協 	・様々な年代や特性などに合わせて興味を引く情報発信・周知を行う ・活動プログラムや情報提供の仕組みを検討・整備する ・地区活動の継承のために担い手の育成や支援を継続的に行う ・身近な福祉活動拠点として、地区ボランティアセンターが活用されるように支援する
市 	・既存の居場所、交流の場の整備を行う ・社会資源*を把握し、多様な取組みをコーディネートすることで、世代や属性を超えた交流・参加・学びの場の形成を支援する

基本目標 3

支え合う

誰もが安心して暮らせる地域になるよう、
みんなで課題に取り組み、支え合う仕組みをつくります。

■ 目指すべき姿

- ・誰もが孤立することなく、いつまでも安心して
て本人らしく地域で暮らせるまち
- ・地域での見守り体制が強化され、制度のはざ
間の課題や複合課題に連携して取り組める
まち
- ・身近な支え合いやネットワークのなかから、
住民や関係機関等が連携して、必要な時に適
切な支援につながるができるまち
- ・様々な困りごとや背景を抱えた人が、孤立す
ることなく身近なところで早期に相談がで
きるまち



■ 基本目標の達成度を確認する指標

指 標	現状値（令和 6 年度）	目 標
「とともに見守り支え合う地域の体制」について、 「満足またはまあ満足」と答えた市民の割合 （茅ヶ崎市市民意識調査より）	35.1%	増加

■ 取組みの方向性

① 本人・世帯を中心とした相談支援体制の充実

誰もが身近なところで相談でき、適切な支援につながるよう、相談窓口の周知と相談支援体制の充実を図ります。本人・世帯が大事にしている視点を尊重して受け止められるよう、各相談窓口で対応力の向上を図ります。

② 地域の課題に地域で取り組むことができる体制の拡充・強化

引き続き、地区支援ネットワーク会議*など既存の会議体の活用を推進し、地域で把握した課題について、様々な主体が連携しながら共に考え、地域住民の力で課題解決に取り組む体制を整備します。

③ 地域で暮らし続けることを可能とする仕組みづくり

様々な背景を持つ人や判断能力が不十分な人など、福祉的な課題を抱えた人の権利が守られ安心して暮らせるよう、本人の意思を尊重しつつ、適切な支援につなげられるネットワークの構築や、チームによる支援体制づくりを推進します。

■主な取り組み

◇ 本人や世帯からの視点を尊重した支援体制づくり

- ・ 本人や家族の気持ちに寄り添う相談支援体制の強化

◇ ネットワークの拡充・強化

- ・ 地区支援ネットワーク会議*等の活用推進
- ・ すぐには解決につながらない地域の課題をみんなで考え、支え合う体制づくり

◇ 本人らしい暮らしを支える体制づくり

(第2期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画)

- ・ 成年後見制度等権利擁護の理解促進と適正な運用
- ・ 意思決定支援の強化
- ・ 地域連携のネットワークの機能強化
- ・ 担い手の確保及び育成・支援

◇ 福祉的な関わりで地域社会での暮らしを支える体制づくり

(第1期茅ヶ崎市再犯防止推進計画)

- ・ 更生保護ボランティアの支援、関係機関等との連携の推進
- ・ 犯罪をした者等*の自立支援
- ・ 地域における理解の促進や関心を醸成するための周知啓発活動

取り組みを進める多様な主体 ③



福祉事業者・関係機関ってなあに？

福祉事業者や関係機関は、それぞれが持つ専門性を発揮して、課題を抱える人たちを支援する仕事をしています。また、その専門知識や経験を活かして、地域の課題解決に取り組む住民や地域団体をサポートします。

■福祉事業者

老人ホーム、グループホーム、ホームヘルパー、訪問看護、デイサービス、入浴・給食サービス、生活介護、自立訓練、保育所、児童養護施設などを運営し、高齢・障がい・子どもなどの分野で、多様な世代やニーズに応じた支援を行います。成年後見支援センター、相談支援事業所*、地域包括支援センター*、子育て支援センター*、地域活動支援センター*などの運営事業者も含まれます。

■関係機関

病院、医師会などの医療関係、幼稚園、学校などの教育関係、ハローワーク、労働組合などの労働関係、弁護士会、司法書士会、行政書士会、社会福祉士会、介護福祉士会などの専門職団体など、地域福祉の推進に向けて連携が求められる機関です。

■各主体に期待される役割や取組み

住民 	・身近な相談窓口や支援について関心を持ち情報を収集する ・様々な困りごとや背景を抱えた人を支える制度や支援を知る ・緩やかな見守り合いを心がけ、気づきを相談窓口につなげる ・地域の支え合い活動に参加する ・関わりをあきらめない、いい意味でおせっかいになる
地域団体・ 福祉活動団体 	・住民の気づきを受け止める ・活動で把握した地区の課題を発信共有する ・地区内の団体や相談窓口と連携する ・困りごとを抱えた人が早期に支援につながるよう支援する
商店・ 企業等 	・事業を通じて、地域の見守りや支え合いに協力する ・地域の相談窓口や判断能力が不十分な人を支える制度を知る ・強みを活かして地域の課題の解決に向けた担い手となる ・事業や地域参加で把握した課題を新たな取組みにつなげる
福祉事業者・ 関係機関 	・地域の困りごとを受け止め、専門的な助言や支援をする ・専門性を活かして、地域の見守りや支え合いに協力する ・地区内の課題を共有し、解決に向けて助言や提案をする ・困りごとを抱える人の早期発見・早期支援に協力する
市社協 	・多様化・複雑化する福祉課題に対し、地域団体や関係機関等との連携を図りながら相談窓口機能を充実する ・成年後見制度の利用促進及び権利擁護の推進を図る ・民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会・地区ボランティアセンターなどに対し、地域力の向上を目指したスキルアップのための支援を行う ・柔軟な地区支援ネットワークづくりを行う
市 	・既存の相談支援を一体的に実施し、世代や属性を問わず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、課題解決に向けて、地域団体や関係機関等との積極的な連携を行う ・地域の状況を幅広く情報収集して潜在的な相談者を見つけ支援につなげる ・様々な困りごとや背景を抱えた人を支える制度や支援を周知・啓発する

3 進行管理

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、住民、地域団体、事業者、関係機関等、市社協、市など、多様な主体が連携・協働する体制を整え、地域共生社会の実現を目指します。市の附属機関である「茅ヶ崎市地域福祉推進委員会」と市社協が設置する「茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会」において、相互に連携を図りながら、計画の進捗状況を把握・検証することで、計画を推進していきます。

2 進捗管理と評価方法

本計画の着実な推進のため、毎年度の施策の取り組み状況を確認し、必要に応じて施策の見直しや改善を行います。確認にあたっては、「茅ヶ崎市地域福祉推進委員会」及び「茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会」において、取り組みの方向性に沿った事業が展開されていたか、どのような成果や課題があったかを審議し、その後の施策展開に反映させていきます。また、本計画で掲げる3つの基本目標の達成度については、次期計画の策定時に「地域福祉推進のためのアンケート調査」や「市民意識調査」の調査結果を活用し評価します。

4 地域福祉計画に包含する計画

包括的な推進体制のもと多様な支援ニーズに応えるため、次の計画を地域福祉計画に包含する計画として位置づけます。

1 第2期茅ヶ崎市重層的支援体制整備事業実施計画

包括的な支援体制を整備するため、既存の取組みを活かしつつ、世代や属性を問わず包括的に相談を受け止める「包括的相談支援事業」、社会とのつながりを作るための支援を行う「参加支援事業」、世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する「地域づくり事業」を柱として、これら3つの事業を一層効果的かつ円滑に実施するために、アウトリーチ*等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業を一体的に実施することで、多様なつながりを地域に生み出し、複雑化・複合化した支援ニーズを地域全体で受け止め合う体制を構築し、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会を目指します。

本項は、社会福祉法第106条の5に規定されている「重層的支援体制整備事業実施計画」として位置づけます。

■主な取組み

①包括的相談支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第1号）

- ・ 高齢・障がい・子ども・生活困窮等の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性、世代、相談内容等にかかわらず地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。福祉総合相談では相談支援包括化推進員*による分野を問わない個別支援及び地域課題の解決に向けた支援を行います。

②参加支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第2号）

- ・ 各分野で行われている、既存の社会参加に向けた支援では対応できないニーズに対応するため、地域の社会資源*などを活用して、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。本人や世帯のニーズや課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源*とのマッチングができるよう、関係者間の調整を行います。

③地域づくり事業（社会福祉法第106条の4第2項第3号）

- ・ 各分野の既存事業を活かしながら、交流の場や居場所の整備を行うとともに、地域の社会資源*を幅広く把握したうえで、社会資源*の開発や多様な取組みのコーディネートを行うことで、世代や属性を超えて住民同士が交流できる場の形成を支援します。

④アウトリーチ*等を通じた継続的支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第4号）

- ・ 制度のはざ間の課題や複合的な課題を抱え、自ら支援を求められない人や、支援に拒否的な人などに必要な支援を届けるため、地域の状況等について幅広く情報収集するとともに、本人との信頼関係に基づく直接的・継続的なつながりを重視した、支援のネットワークを構築します。

⑤多機関協働事業（社会福祉法第106条の4第2項第5号）

- ・ 既存の個別支援では対応が難しい、複雑化・複合化した課題を抱え、様々な課題の解きほぐしが求められている事例については、支援を行う関係者で構成される重層的支援会議*において、支援の方向性の整理、役割分担等の全体調整を行います。また、地区支援ネットワーク会議等、本人や世帯、地域の生活課題を、地域全体で受け止め支える包括的相談支援体制を構築します。

■取組みの進捗を表す指標

項 目	現状値（令和6年度）
福祉総合相談者数（実人数）	600人
地区支援ネットワーク会議での共有事例件数	106件

教えて！ えぼし麻呂



重層的支援体制整備事業実施計画 ってなあに？

重層的支援体制整備事業は、地域福祉プランで目指す誰もが役割をもって、地域の**支え合い**のなかで安心して暮らせる**地域共生社会**を実現するための取組みのことだよ。

地域共生社会の実現には、困ったときに誰一人取り残されることなく相談ができること、誰もが地域のなかで持てる力を発揮できること、いろんな人や事業者や組織と一緒に協力して支え合えることが大事だよ。

重層的支援体制整備事業計画では、年代や属性を問わずに困りごとを聞く「**包括的相談支援事業**」、地域の活動に参加できるようにする「**参加支援事業**」、みんなで協力して支え合いのまちをつくる「**地域づくり事業**」などの取組みを一体的に進めて、地域で暮らす人を地域で丸ごと支える「**包括的な支援体制**」づくりを進めるぞよ



どのあたりが「重層的」なの？

「重層的」っていうのは、いくつもの層が重なり合うという意味。多様な支援を重ねたり、市役所の一つの部署だけでなく、様々な人や機関が協力したりすることで、より複雑な困りごとや、制度のはざまの問題に対応することを目指しているぞよ。どんな困りごととも丸ごとカバーできるように、複数の種類の支援や、多様な関係者が、何枚ものネットみたいに重なり合っている様子…それが重層的な支援体制のイメージぞよ。



○重層的支援体制整備事業の実施体制

包括的相談支援事業

- ・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める
- ・既存のネットワークで対応する
- ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ



No.	取組み名	運営形態	内 容
1	重層的支援体制推進事業（地域福祉課）	委託	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）*の配置による地区ボランティアセンターでの相談支援
2	福祉総合相談（地域福祉課）	直営	相談支援包括化推進員*による、関係機関等と連携した包括的な相談支援等
3	生活自立相談窓口（地域福祉課）	直営	仕事や健康、借金などでお困りの人に対する、自立相談支援員による相談支援
4	成年後見支援センター（地域福祉課）	直営	高齢や障がい等により判断能力が不十分な人のための成年後見制度利用をはじめとする相談支援
5	基幹相談支援センター*（障がい福祉課）	委託	障がい福祉分野における総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化
6	相談支援事業所*（4か所）（障がい福祉課）	委託	相談・情報提供・障がい福祉サービスの利用支援、権利擁護のための援助
7	基幹型地域包括支援センター（高齢福祉課）	直営	関係機関等と連携した包括的な相談支援等
8	地域包括支援センター*（13か所）（高齢福祉課）	委託	
9	茅ヶ崎駅北口子育て支援センター*（こども政策課）	委託	相談・情報提供・助言など、子育て家庭や妊婦への支援、関係機関等との連絡調整、連携・協働の体制づくり
10	こども家庭センター（こども育成相談課）	直営	
11	保育コンシェルジュ（保育課）	直営	
12	子育て支援センター*（4か所）（こども政策課）	委託	交流場所の開設、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助
13	浜見平保育園地域育児センター（保育課）	直営	
14	住まいの相談窓口（都市政策課）	直営	住まいに関する悩みの相談、関連する制度や支援メニュー等の紹介
15	心の健康相談（保健所保健予防課）	直営	精神科医師、精神保健福祉士・保健師による相談

5つの事業
すべてを
一体的に実施



各分野の
アウトリーチ*

アウトリーチ*等を通じた継続的支援事業

- ・支援が届いていない人に支援を届ける
- ・地域のネットワークのなかから潜在的な相談者を見つける
- ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く



No.	取組み名	運営形態	内 容
1	重層的支援体制推進事業（地域福祉課）	委託	CSW*と地域団体・関係機関等の連携による、潜在的な相談者の把握、継続的な働きかけが必要な個別事例に対する関係づくりと支援
2	福祉総合相談（地域福祉課）	直営	相談支援包括化推進員*と地域団体・関係機関等の連携による、潜在的な相談者の把握、継続的な働きかけが必要な個別事例に対する関係づくりと支援

多機関協働事業

- ・市全体で包括的な相談支援体制を構築する
- ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす
- ・支援を行う関係者の役割分担を図る（重層的支援会議*）



複雑化・
複合化した
課題の
整理・調整

No.	取組み名	運営形態	内 容
1	重層的支援体制推進事業（地域福祉課）	委託	市全体での包括的な相談支援体制の構築、CSW*と地域団体、関係機関等、相談支援包括化推進員*等との連携による課題の整理と継続的な支援
2	福祉総合相談（地域福祉課）	直営	市全体での包括的な相談支援体制の構築、相談支援包括化推進員*と地域団体、関係機関等、CSW*等との連携による課題の整理と継続的な支援、重層的支援会議・支援会議*の開催

参加支援事業

- ・社会とつながりを作るための支援を行う
- ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューづくり
- ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う

No.	取組み名	運営形態	内 容
1	重層的支援体制推進事業（地域福祉課）	委託	CSW*による、社会参加を必要とする人への支援
2	福祉総合相談（地域福祉課）	直営	社会参加を必要とする人と社会資源*とのマッチングや、社会参加のきっかけづくり

重層的支援会議・
支援会議*



福祉事業者・
地区社会福祉協議会・
民生委員・市 など



地域づくり事業

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する
- ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする
- ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る

No.	取組み名	運営形態	内 容
1	重層的支援体制推進事業（地域福祉課）	委託	CSW*による地区ボランティアセンターの運営支援、地域福祉に関する地区懇談会の開催支援、地域住民と地域団体等とのネットワークづくり、サロン活動の立ち上げ支援
2	福祉総合相談（地域福祉課）	直営	個別支援を通じて把握した地域課題解決のための社会資源*の開発・活用（生活困窮者のための地域づくり事業を含む）
3	地域介護予防活動支援事業（高齢福祉課）	直営	介護予防を支援するボランティアの養成・支援、高齢者事業等での健康相談等
4	生活支援体制整備事業（高齢福祉課）	直営委託	地域支え合い推進員*の配置、協議体の設置及び運営による地域の支え合いの体制づくり
5	地域活動支援センター*（8か所）（障がい福祉課）	委託	障がい者を対象とした創作的活動や生産活動の機会、社会との交流機会の提供
6	子育て支援センター*（4か所）（こども政策課）	委託	交流場所の開設、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助
7	浜見平保育園地域育児センター（保育課）	直営	

介護予防
グループ
子ども
食堂
居場所
ネット
ワーク
サロン
etc

2 第2期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画

～本人らしい暮らしを支える体制づくり～

成年後見制度(法定後見制度*及び任意後見制度*)は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、物事を判断する能力が不十分な人(以下、本項において「本人」という。)の権利を守るため、財産の管理や契約などの法律行為を本人に代わって行う成年後見人等*を選任し、本人を法的に守り支える制度です。

本人の意思を大切にしながら本人らしい暮らしを実現できるようにすること(＝権利擁護)、判断や選択が難しいときに本人の視点から一緒に考え、決める手助けをすること(＝意思決定支援)、お金や財産を適切に管理すること(＝財産管理)、医療や介護など生活に必要な契約や手続きを支えること(＝身上保護)を通じて、本人の暮らしを支援します。

茅ヶ崎市では、成年後見制度の利用促進に向けて、「ちがさきの地域福祉プラン3」の基本目標3「支え合う」の主な取組み「本人らしい暮らしを支える体制づくり」を推進します。

なお、本項は、「成年後見制度の利用促進に関する法律」第14条第1項の「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけます。

■主な取組み

①成年後見制度の理解促進と適正な運用

- ・ 中核機関^{※1}を運営し、地域全体の権利擁護の意識向上を図るため、本人を支える親族や支援者だけでなく、地域全体に対して、成年後見制度の理解促進に向けた周知啓発を行います。
- ・ 本人の権利が守られ、適切な支援につながるよう、積極的な訪問による潜在ニーズのキャッチなど、中核機関のアウトリーチ*機能の強化に努めます。
- ・ 成年後見制度を必要とする人が適切に利用できる体制づくりとして、市長申立て*や成年後見制度利用支援事業*を実施するとともに、本人を中心とした支援体制を円滑に構築するため、本人の支援者や地域の相談支援機関、専門職団体などとの連携を推進します。
- ・ 本人に適した成年後見人等*のマッチングを支援します。

※1 中核機関

成年後見制度の利用促進を図るため、広報・啓発、相談対応、成年後見人等*の支援、地域連携のネットワーク構築・コーディネートなどを行います。茅ヶ崎市では茅ヶ崎市成年後見支援センターを指します。

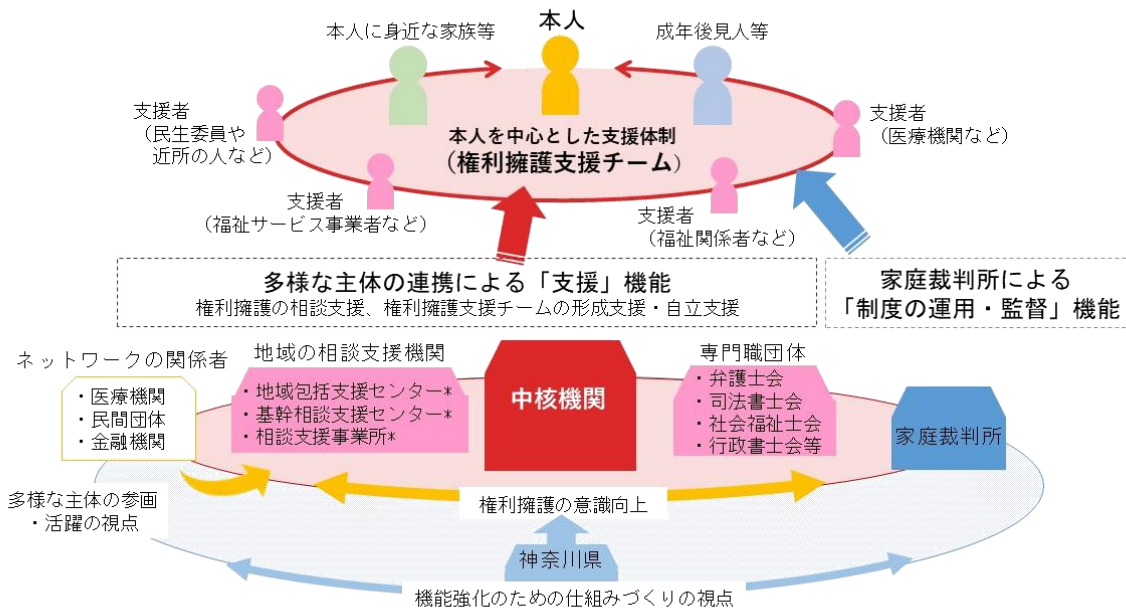
②意思決定支援の強化

- ・ 意思決定が困難と思われる場合であっても、本人の視点から一緒に考え、適切な情報や環境を提供し、本人の意思が実現できるよう、本人の意思決定支援に取り組めます。
- ・ 本人を支える親族や支援者などに対し、意思決定支援の必要性の浸透を図ります。
- ・ 本人の意思や状況を継続的に把握し必要な支援を行うため、成年後見人等*だけでなく、本人に関わる支援者が、本人の意思を尊重し、意向に沿った暮らしを実現できるような、本人を中心とした支援体制の構築に取り組めます。

③地域連携のネットワークの機能強化

- ・ 地域連携のネットワークの中心的な役割を担う中核機関において、成年後見制度利用促進会議*などの既存会議の活用や、勉強会の開催などを通じて専門職団体や地域の相談支援機関等、多様な主体の参画や連携を進め、顔の見える関係を構築することで、本人を中心とした支援体制の充実を図ります。
- ・ 市社協が実施する日常生活自立支援事業*と成年後見制度の連携を推進し、それぞれの特性を活かした切れ目のない支援を提供します。
- ・ 判断能力に不安を抱える人や、将来の支援体制に不安を有する人が、必要時に適切な支援につながるよう、地域と連携した見守り体制づくりに取り組みます。

■地域連携のネットワークのイメージ



④担い手の確保及び育成・支援

- ・ 市民後見人*を養成するとともに、受任しやすい体制づくりに取り組みます。成年後見人等*の活動開始後も、定期報告時の助言や継続的な研修機会を提供し、その活動の支援に取り組みます。
- ・ 親族後見人*へ、成年後見人等*の活動に対する相談窓口の周知や、定期報告時の支援を強化します。親族後見人*への関わりを継続し、安心して活動できる環境づくりに取り組みます。
- ・ 専門職後見人*や法人後見*との連携をより一層強化し、多様なニーズに対応できる体制づくりに取り組みます。

■取組みの進捗を表す指標

項 目	現状値 (令和6年度)
成年後見支援センターへの相談者数 (実人数)	345 人
市民後見人*の新規受任件数	3 件

教えて！ えぼし麻呂



成年後見制度 ってなあに？

判断能力が不十分な人のために、本人の代わりに財産を管理したり、
契約を結んだりする **成年後見人** 等*を選ぶことで、
その人が自分らしく暮らしていくことを支援する制度のことだよ。



それって、**地域福祉** に関係あるの？

地域福祉は、地域に住むみんなが安心して暮らせるように、
みんなで **助け合ったり、支え合ったり** する仕組みや活動のこと。
判断能力が低下しても、その人の「こうしたい」という気持ちを尊重して、
サポートしてくれる人がいれば、これからも、
その人らしく 地域で暮らしていけるぞよ。



判断能力が不十分な人のため、私たちにできることはあるかなあ？

もちろんあるぞよ！
その人のことを考えて、理解しやすいように説明したり、
その人が選べるように選択肢を用意したり、
その人が安心して過ごすことのできる環境を整えたり、
その人らしく地域で暮らしていけるにはなにが必要か、
みんなで一緒に考えることから始めてみるぞよ！



3 第1期茅ヶ崎市再犯防止推進計画

～福祉的な関わりで地域社会の暮らしを支える体制づくり～

刑事施設や少年院から地域社会に戻る人たちのなかには、貧困、孤立、依存症、精神疾患など、様々な課題を抱えていることや、安定した生活の拠り所となるような場や人とのつながりがいないことなどから、生きづらさを抱え、再び犯罪や非行をする人も少なくありません。

本項では、住居・就労の確保等の適切な福祉サービスを提供する自立支援や、再犯防止に関する地域の理解を促進するための周知啓発活動、保護司会*など地域の民間ボランティア団体等との連携づくり等、再犯防止推進の観点から取組みを位置づけ、「福祉的な関わりで地域社会での暮らしを支える体制づくり」を促進します。

なお本項は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく「第1期茅ヶ崎市再犯防止推進計画」として位置づけ、国や神奈川県の前記再犯防止推進計画と整合を図ります。

■主な取組み

①更生保護ボランティアの支援、関係機関等との連携の推進

- ・ 保護司会*や更生保護女性会*など、更生保護ボランティアが円滑に活動を行うために必要な福祉サービス等の情報提供を行います。
- ・ 保護司会*や更生保護女性会*など更生保護ボランティアの人材募集の呼び掛けへの協力、地域団体への情報提供など、人材の確保を支援します。
- ・ 犯罪をした者等*への支援の実効性を高めるための相談支援や、関係機関等との連携を推進します。

②犯罪をした者等*の自立支援

- ・ 犯罪をした者等*のなかには、社会復帰後の生活がうまくいかず、再犯に至るケースがあります。その大きな要因として帰住先がないことや就労を希望しても定職に就くことができないことがあげられることから、一人ひとりの状況を考慮し、適切な福祉サービス等を提供するなど、自立を支援します。
- ・ 犯罪をした者等*が社会的に孤立することを防ぐため、主体性を尊重しつつ、それぞれの抱える課題に応じた息の長い支援を推進します。
- ・ 地域活動等への参加を促し、地域とのつながりをつくることを通じて、見守り支え合う包摂のまちづくりに取り組みます。

③地域における理解の促進や関心を醸成するための周知啓発活動

- ・ 犯罪をした者等*の更生について広く住民の理解を得るため、保護司会*や更生保護女性会*など更生保護ボランティアとの更なる連携を推進し、「社会を明るくする運動*」や「再犯防止啓発月間」等の取組みを通して、広報・啓発活動を進めます。

教えて！ えぼし麻呂



再犯防止推進計画 ってなあに？

罪を犯してしまった人が、また罪を犯さないように、
支え合いの仕組み を作っていく計画のことだよ。



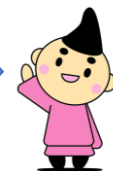
私に関係あるのかな…？

犯罪を繰り返す人っていうと、すごく怖い人みたいだけど、
仕事がない、家がない、頼れる人がいない…というように、
生活に**困っている人**も多いぞよ。
立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる地域づくりには、
地域みんなの理解と見守り、サポートがとても大切だよ。
誰もが、社会の一員としてお互いを尊重し、支え合える社会を目指し、
取組を進めていくぞよ。



サポートなんて難しそう…

難しく考えないで大丈夫だよ！ 犯罪したとかしないとか関係なく、
まずは、学校や職場の人や、近所の人、まちですれちがう人など、
身近な人にあたたく接すること。**あいさつ**をすること。
一人ぼっちで困っている人がいたら、**周りの人に相談**してみること。
どれも小さなことだけれど、**地域みんなが実行**することで、
地域社会そのものが、あらゆる人の日々の暮らしの支えになるぞよ。



資料編

1 計画策定の根拠となる法令等

1 社会福祉法（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

（福祉サービスの基本的理念）

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第5条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第 6 条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第 106 条の 4 第 2 項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

第 10 章 地域福祉の推進

第 1 節 包括的な支援体制の整備

（包括的な支援体制の整備）

第 106 条の 3 市町村は、次条第 2 項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

(1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

(2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

(3) 生活困窮者自立支援法第 3 条第 2 項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第 2 項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（重層的支援体制整備事業）

第 106 条の 4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第 1 項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体

的かつ重層的に整備する事業をいう。

(1) 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項第 3 号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第 3 条第 2 項各号に掲げる事業

(2) 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言、現在の住居において日常生活を営むのに必要な援助その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

(3) 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項第 9 号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第 59 条第 9 号に掲げる事業

(4) 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

(5) 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

(6) 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、児童福祉法第 10 条の 2 第 2 項に規定するこども家庭センター、介護保険法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条の 2 第 1 項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第 3 条第 2 項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

4 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するに当たっては、住宅確保要配慮者に対する賃

貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 51 条第 1 項に規定する支援協議会その他の居住の支援に関する機関と緊密に連携しつつ、地域生活課題を抱える地域住民の居住の安定の確保のために必要な支援を行うよう努めるものとする。

- 5 市町村は、第 2 項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 6 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（重層的支援体制整備事業実施計画）

第 106 条の 5 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第 106 条の 3 第 2 項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。
- 3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第 107 条第 1 項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（支援会議）

第 106 条の 6 市町村は、支援関係機関、第 106 条の 4 第 5 項の規定による委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者（第 3 項及び第 4 項において「支援関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。

- 2 支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。
- 3 支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 支援関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

- 5 支援会議は、当該支援会議を組織している市町村に生活保護法第 27 条の 3 第 1 項に規定する調整会議又は生活困窮者自立支援法第 9 条第 1 項に規定する支援会議が組織されているときは、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援の円滑な実施のため、これらの会議と相互に連携を図るよう努めるものとする。
- 6 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

第 2 節 地域福祉計画

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第 108 条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - (2) 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
 - (3) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - (4) 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
 - (5) 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計

画を変更するものとする。

第 3 節 社会福祉協議会

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、1 又は同一都道府県内の 2 以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前 3 号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉協議会は、1 又は 2 以上の区（地方自治法第 252 条の 20 に規定する区及び同法第 252 条の 20 の 2 に規定する総合区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第 1 項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。

4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第 1 項各号に掲げる事業を実施することができる。

5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の 5 分の 1 を超えてはならない。

6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

2 地域福祉活動計画策定指針（抜粋）（全国社会福祉協議会）

地域福祉活動計画とは、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行うもの、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営するものが協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画」である。

3 社会福祉協議会について

社会福祉協議会(以下「社協」という。)は、地域住民、社会福祉の関係者などの参加・協力を得て組織・活動することを大きな特徴とし、民間組織としての「自主性」と、広く住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を併せ持った民間非営利組織です。社会福祉法第109条に、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と明記されています。社協は、市区町村、都道府県・指定都市及び全国段階に設置され、そのネットワークにより活動を進めている団体です。茅ヶ崎市には「茅ヶ崎市社協」があり、地域の住民組織、公私の社会福祉や保健・医療・教育などの関連分野の関係者、更に、地域社会を形成する幅広い種々の専門家や団体、機関によって構成されています。その活動は、「住民主体」の理念に基づき、地域が抱える様々な福祉課題を地域全体の課題ととらえ、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図ることにより、福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を目指すものです。具体的には、住民の福祉活動・ボランティア活動の場づくり、仲間づくりなどの支援や、社会福祉に関わる公私の関係者や団体、機関との連携、福祉サービスの企画・実施などとなり、各市町村等の特性により内容が異なります。茅ヶ崎市社協では、地区での福祉活動の充実や支え合いの体制づくりに力を入れており、「地区担当制」など各地区支援の窓口となる職員を決め、地区社協を中心として顔の見える関係づくりをしながら、各地区の福祉活動を支援しています。

4 成年後見制度の利用促進に関する法律（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

第5章 地方公共団体の講ずる措置

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関

する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

2 計画策定の体制及び経緯

1 茅ヶ崎市地域福祉推進委員会

■委員名簿 令和6年7月～令和8年3月

委員名	区分	所属団体・役職等
横山 昂 (～令和7年10月)	市民	公募
彦坂 健一郎 (～令和7年6月)		
野島 勝生 (令和7年7月～)		
石井 忠彦	市の区域内の 公共的団体の 代表者	茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会
森 佳久 (～令和7年6月) 青木 暢彦 (令和7年7月～)		茅ヶ崎市障害者施設連絡会
小野田 潤 (～令和7年6月) 種部 亮介 (令和7年7月～)		一般社団法人茅ヶ崎介護サービス事業者連絡協議会
細谷 誠 (～令和7年6月) 横山 康洋 (令和7年7月～)		社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会
杉寄 孝		茅ヶ崎市地区社会福祉協議会連絡協議会
岡崎 敏一		茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会
高橋 基 (～令和7年6月) 金 國鐘 (令和7年7月～)		一般社団法人茅ヶ崎医師会
松戸 康彰		茅ヶ崎商工会議所
鈴木 浩子 (～令和7年6月) 栗原 小百合 (令和7年7月～)	市の区域内の 福祉団体の 代表者	茅ヶ崎市地域作業所連絡会
田中 京子 (～令和7年6月)		子育てサロン「にこにこサークル」
沼上 純子 (令和7年7月～)		子育てサロン「スウィートポテト」
峯尾 武巳 (～令和7年6月) 山崎 宏和 (令和7年7月～)		茅ヶ崎市地域包括支援センター管理責任者会
◎豊田 宗裕	識見を有する者	聖徳大学教授
○島村 俊夫		茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会 委員長
尾上 美子		茅ヶ崎市成年後見制度利用促進会議 代表

◎は委員長、○は副委員長

2 茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会

■委員名簿 令和6年7月～令和8年3月

委員名	区分	所属団体・役職等
◎島村 俊夫	学識経験者	社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会 理事
遊作 克己（令和7年6月～）	社会福祉協議会	社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会
堀内 秀行		茅ヶ崎市地区社会福祉協議会連絡協議会
小林 幸子（～令和7年3月） 渡辺 直樹（令和7年4月～）		社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 地域福祉部 地域課
瀧田 美穂	市福祉部門	茅ヶ崎市福祉部 地域福祉課長
井上 明	民生委員児童委員協議会	茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会 副会長
○瀬川 直人	市内福祉施設・機関	社会福祉法人碧 総合施設長
青柳 雅之		社会福祉法人慶寿会 特別養護老人ホーム カトレアホーム 施設長
日高 義史		特定非営利活動法人茅ヶ崎市障害者施設連絡会
山川 信人		社会福祉法人白十字会林間学校 児童養護施設 白十字会林間学校 施設長
城田 誠（～令和7年3月） 今井 邦親（令和7年4月～）	まちぢから協議会連絡会	茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会
岡田 善司	ボランティア・当事者団体等	茅ヶ崎ボランティア連絡会 書記
寺元 栄子		にこにこクラブ 会長
岩崎 照美（～令和7年3月）		茅ヶ崎市肢体不自由児者父母の会 書記
瀧井 正子（令和7年4月～）		茅ヶ崎手をつなぐ育成会 会長
廣瀬 美代子		ともだちの家 管理長

◎は委員長、○は副委員長

3 計画策定経緯

年 月 日	実施内容
令和 6（2024）年度	
7 月 30 日（火）	茅ヶ崎市地域福祉推進委員会・茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会 （令和6年度第1回）（市・市社協合同開催） (1) 諮問 (2) 次期計画の策定について (3) 前計画の振り返りについて (4) 市民アンケートについて (5) その他
9 月 5 日（木）	茅ヶ崎市地域福祉推進委員会・茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会 （令和6年度第2回）（市・市社協合同開催） (1) 総合計画と地域福祉プランについて (2) 再犯防止計画について (3) 市民アンケートについて (4) 委員からのご意見を踏まえた取り組みの方向性について (5) 地区との意見交換（ワークショップ）の開催について (6) その他
10 月 15 日（火） ～11 月 22 日（金）	「地域福祉推進のためのアンケート調査」の実施
11 月 4 日（月） ～3 月 8 日（土）	「計画策定にかかる意見交換会（地域福祉プランを考えるワークショップ）の開催 （13地区）」
11 月 11 日（月）	茅ヶ崎市地域福祉推進委員会（令和6年度第3回） (1) 「（仮称）みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン3」の目次及び骨子 （案）について (2) その他
11 月 19 日（火）	茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会（令和6年度第3回） (1) 「（仮称）みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン3」の目次及び骨子 （案）について (2) その他
3 月 25 日（火）	茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会（令和6年度第4回） (1) 「（仮称）みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン3」の目次及び骨子 （案）について (2) その他

年 月 日	実施内容
3 月 26 日（水）	茅ヶ崎市地域福祉推進委員会（令和6年度第4回） (1) 「（仮称）みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン3」の目次及び骨子（案）について (2) その他
令和 7（2025）年度	
7 月 29 日（火）	茅ヶ崎市地域福祉推進委員会（令和7年度第1回） (1) 委員長、副委員長の選出について (2) 茅ヶ崎市地域福祉推進委員会の運営について (3) 「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン3」の素案（案）について (4) その他
8 月 20 日（木）	茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会（令和7年度第1回） (1) 委員長、副委員長の互選について (2) 茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会について (3) 「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン3」の素案（案）について (4) その他
10 月 23 日（木）	茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会（令和7年度第2回） (1) 「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン3」の素案について (2) その他
10 月 24 日（金）	茅ヶ崎市地域福祉推進委員会（令和7年度第2回） (1) 「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン3」の素案について (2) その他
12 月 19 日（金） ～1 月 27 日（火）	パブリックコメント
3 月	計画の策定

3 パブリックコメント実施結果（概要）

本計画(素案)について、パブリックコメントを実施しました。実施結果の概要は以下のとおりです。詳細については、茅ヶ崎市ホームページをご覧ください。

1 募集期間 令和7年12月19日（金）～ 令和8年1月27日（火）

2 意見の件数 ○件

3 意見提出者・団体数 ○（○人・○団体）

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数								

5 内容別の意見件数

	項 目	件 数
1	「はじめに」に関する意見	件
2	「第1部 これまでやってきたこと」に関する意見	件
3	「第2部 これからみんなで取り組むこと」に関する意見	件
4	「資料編」に関する意見	件
5	全体に関する意見	件
6	パブリックコメントの実施に関する意見	件
7	その他の意見	件
合 計		件

4 用語集

アルファベット

CSW（シーエスダブリュー：コミュニティソーシャルワーカー）

→ コミュニティソーシャルワーカー

あ行

アウトリーチ

英語の「外に手を伸ばす(Outreach)」の意で、支援を必要とする人を相談窓口で待つのではなく、支援を個人に「届ける」観点。長期にひきこもりの状態にあるなど、自ら助けを求めることが難しい人や、支援につながることに拒否的な人など、潜在的な相談者や課題を抱えた人を把握し、積極的に出向いて、つながり続け、伴走支援すること。

か行

基幹相談支援センター

障害者総合支援法に基づき、地域の障がい福祉分野における相談支援の中核的な役割を担う機関。地域の実情に応じて、総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進の取組み、権利擁護・虐待の防止等の業務を行う。

ケアマネジャー（介護支援専門員）

要介護者や要支援者の相談や心身の状況に応じるとともに、介護サービス等の提供についての計画（ケアプラン）を作成したり、市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う者。

更生保護女性会

女性の立場で、地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行うボランティア団体。全国で約 13 万人の会員が、犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、刑務所や少年院での協力や、親子ふれあい行事や子育て支援の活動などに取り組んでいる。

子育て支援センター

児童福祉法に基づく地域子育て支援拠点事業として、茅ヶ崎市が市内4か所に設置している妊娠中の方や子育て中の方が子どもと一緒に過ごせる「ひろば」。子育てアドバイザーによるお悩み相談や、助産師、栄養士、保健師などによる専門的相談も実施している。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域において支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等、環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする活動やサービスを発見して支援を必要とする人に結びつけることや、新たなサービスの開発や公的制度との関係の調整等を行う専門知識を有する者。社会資源*を活用して困難に直面している人を支援すると

ともに、住民同士が支え合って課題を解決する地域づくりを行う人を支援する。

さ行

市長申立て

成年後見制度*の利用が必要にも関わらず、申立てが可能な配偶者や 4 親等内の親族がいないことにより申立てが困難な人について、市長が家庭裁判所に申立てを行うこと。

市民後見人

→ 成年後見人等

社会資源

人々が社会生活を営む中で活用される、人や組織、場所、施設、制度、情報、サービスなど、あらゆるものの総称。地域のボランティアや自治会などの住民団体、様々な職種の専門職、公共施設、民間機関、自然環境や文化財など様々なものがあり、それらのネットワーク自体も社会資源と考えられる。

社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

重層的支援会議・支援会議

重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業の多機関協働事業として茅ヶ崎市が設置する支援に関わる関係者の会議。支援及び個人情報の共有について本人同意がある事案について、支援プランの適切性の協議、関係機関の役割分担の確認、プラン終結時の評価を行うほか、個々のニーズに対応する社会資源*が不足していることを把握した場合には、社会資源*の開発等に向けた取組みを検討する。支援会議は、社会福祉法第106条の6に基づき、複雑化・複合化した課題を抱える人や世帯への適切な支援を行うため、市が設置する会議。会議の構成員に守秘義務を課すことで、本人同意なしで、潜在的な課題を抱える人に関する情報提供・情報共有を可能とし、予防的、早期の対応が必要な事例に対し、必要な支援体制を検討する。

親族後見人

→ 成年後見人等

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用するにあたり、収入や資産などの状況から、必要となる費用を負担することが困難な人に対し、成年後見制度の申立てに要する費用及び成年後見人等の報酬の全部または一部を助成する事業。

成年後見制度利用促進会議

茅ヶ崎市が設置している、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、医師、福祉事業者、学識経験者等で構成される会議体。成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に関し、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者との連携を強化するために設置されている。

成年後見人等

法定後見制度*で、本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって選任される支援者の総称。法定後見制度*では、本人の判断能力の程度により、「後見(自分では財産管理をすることができない)」、「保佐(金額が大きくて難しい売買や契約には常に援助が必要)」、「補助(金額が大きくて難しい売買や契約は支援を受けた方がよい)」の3つの類型があり、各類型の支援者である、成年後見人・保佐人・補助人を総称して成年後見人等という。成年後見人等は、本人の家族等の親族後見人*(保佐人・補助人)、第三者である専門職の専門職後見人*(保佐人・補助人)、社会福祉法人等の団体が後見人に就任する法人後見*(保佐・補助)、身近な地域の人で専門的な研修を受講した市民後見人*(保佐人・補助人)などに分類される。

専門職後見人

→ 成年後見人等

相談支援事業所

障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行う事業所。

相談支援専門員

障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する専門職のこと。

相談支援包括化推進員

複合化・複雑化した課題を抱える人や世帯への的確な支援を行うため、既存の相談窓口からの依頼を受け、課題の解きほぐしや、支援を行う関係者の役割分担、社会資源*の効果的な活用や開発等、支援体制を総合的にコーディネートする専門職のこと。

た行

ダブルケア

1人の人や1つの世帯が同時期に介護と育児の両方に直面する問題。

地域活動支援センター

障がい者を対象に創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。

地域支え合い推進員

介護保険法に基づき全国の市町村が実施する、高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住民や多様な活動主体が連携・協力して日常の困りごとや課題にともに取り組める地域づくりを目指す生活支援体制整備事業(愛称「ささえ愛♡ちがさき」)において、市内13地区ごとに配置されている。地域ニーズや社会資源を見える化するとともに、公的制度によらないインフォーマルサービスの担い手の育成及びサービス開発等を担う。

地域包括支援センター

市町村が設置主体となり、保健師等・社会福祉士等・主任ケアマネジャー等を配置して、3職種のチームアプロ

一ちにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする機関のこと。

茅ヶ崎市実施計画 2025

茅ヶ崎市総合計画*に定めた将来の都市像を実現するための実行計画で、短・中期的な方策の方向性である「施策目標」と、具体的な手段である「事務事業」を定めているほか、計画期間中に特に重点的かつ分野横断的に取り組むべきテーマを「重点戦略」として位置づけている。計画期間は令和 5(2023)年度から令和 7(2025)年度までの 3 年間。

茅ヶ崎市総合計画

市の目指す姿を明らかにし、それを計画的に実現するため、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めた、まちづくりの指針。市の目指す姿である「将来の都市像」と都市像を計画的に実行するための政策の基本的な方向となる「政策目標」を定めている。計画期間は令和 3(2021)年度から令和 12(2030)年度までの 10 年間。

茅ヶ崎ボランティア連絡会

茅ヶ崎市内のボランティアグループ 12 団体で構成され、「たんぽぽの綿毛のように もっとボランティア」をテーマに、グループ間の情報交換、相互協力を通して各グループ活動の推進している。

地区支援ネットワーク会議

地域住民や地域団体等に寄せられる相談のうち解決困難な事例や地域の課題を、住民が主体的に把握し、地区全体のネットワークで解決に向けた検討を行うことを目的とした会議。市内 13 地区で開催されており、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、まちぢから協議会、自治会の役員等、地区により様々なメンバーで構成されている。

な行

日常生活自立支援事業

軽い認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断に自信がない人が地域で自立し安心して生活が送れるよう、福祉サービス利用手続きや預金の出し入れ、大切な書類の保管等を契約に基づき支援することで、その方の権利擁護を図る事業。

任意後見制度

成年後見制度*のうち、本人に判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合の支援者(任意後見人)や支援してもらう内容を、公証役場で公正証書を作成し(任意後見契約)、決めておく制度。

は行

8050（はちまるごーまる）問題

80 代の親が自室にひきこもる 50 代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を負うという社会問題のこと。

バリアフリー

高齢者や障がい者の行動を妨げる物理的な障壁がないこと。今日では、バリアフリーは、物理的な障壁だけでなく、制度的、心理的または情報の活用においても存在すると考えられ、それらを含む生活全般に関連して考慮すべきであるとされている。

犯罪をした者等

犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。） 若しくは非行少年であった者。再犯の防止等の推進に関する法律の定義による。

法人後見

→ 成年後見人等

法定後見制度

成年後見制度*のうち、本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、支援者（成年後見人等）が選ばれる制度。本人の判断能力の程度に応じて、「補助」「保佐」「後見」という3つの類型がある。

保護司会

保護司は、保護司法に基づき法務大臣から委嘱される、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。保護司の活動区域として全国に886の保護区があり、保護区ごとに保護司会が組織され、地域の特色に応じた活動が行われている。

ま行

ミニデイ・サロン

地域を拠点に、住民が当事者として企画者、参加者となり、共に運営していく仲間づくり・居場所づくりの活動。高齢者、障がい者、親子、多世代交流など、対象は様々で、体操やレクリエーション、趣味活動などのプログラムを行うもの、特別なプログラムをもたないで自由に時間を過ごすものなど、様々な内容のものがある。

や行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のこと。

みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン 3

(第 5 期茅ヶ崎市地域福祉計画・第 7 次茅ヶ崎市地域福祉活動計画・
第 2 期茅ヶ崎市重層的支援体制整備事業実施計画・
第 2 期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画・
第 1 期茅ヶ崎市再犯防止推進計画)

令和 8 (2026) 年 3 月発行 500 部作成

発行 茅ヶ崎市福祉部地域福祉課

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目 1 番 1 号

電話 0467-81-7152 (直通) / FAX 0467-57-8388

ホームページ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>



社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会

〒253-0044 神奈川県茅ヶ崎市新栄町 13 番 44 号

電話 0467-85-9650 / FAX 0467-85-9651

ホームページ <http://www.shakyo-chigasaki.or.jp/>

